

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター  
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地  
神奈川県立宮ヶ瀬湖力又一場

指定管理者 事業計画書

団体名	公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
-----	-----------------------

# 指定管理者 事業計画書 目次

団体の概要 .....	5
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	
(1) 指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方	
ア 宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じて の総合的な運営方針、考え方 .....	8
イ 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、 併せて周辺地域の振興・活性化を図ることへの取組方針 .....	12
ウ 将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ること についての考え方 .....	14
エ 業務の一部を委託する場合の業務内容等 .....	15
2 施設の維持管理	
(1) 施設の特性を踏まえた維持管理	
ア やまなみセンター（別館を含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、 カヌー場にかかる清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務 等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等についての実施方針 .....	16
イ 3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方 .....	25
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	
(1) 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組	
ア やまなみセンター（別館を含む）について、周辺地域の活性化と水源環境 の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組 .....	26
イ 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての 特性を踏まえた企画・取組 .....	30
ウ カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 .....	31
エ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 .....	33
オ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の年度の目標施設利用者数を次の (ア)から(ウ)について設定し、設定の考え方も併せて記載してください .....	38
カ 現状分析・課題把握 .....	39
(2) 一体的に運営することにより可能となる利用促進のための企画・取組	
ア 3施設を一体的に運営することにより展開する、 利用促進のための企画・取組 .....	41
イ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の自主的な企画事業の 目標参加者数について設定し、設定の考え方も併せて記載してください .....	44
(3) 広報、PR活動 .....	46

(4) 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握	
ア サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の 事業等への反映の仕組み等	51
イ 外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、 コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針	53
ウ 手話言語条例への対応	54
(5) 利用料金	55

## 4 事故防止等安全管理

(1) 事故防止等完全管理	
ア 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	57
イ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる 事案を認知した際の対応方針	59
ウ 水難事故等の緊急事態発生時の県及び地元自治体等との 連携についての考え方	59
エ 急病人等が生じた場合の対応	63

## 5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力	
ア 施設の特性を踏まえた地域の人材の活用、地域関係団体・地元市町村 との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	64
イ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に 向けた取組内容	65
ウ 他の宮ヶ瀬湖周辺施設との連携・交流	65
エ 集客促進や地域の活性化につながる企画や取組	66
【宮ヶ瀬地域連携DMO法人としての取り組み】	68
オ 施設づくりに対する地域住民の参加の考え方	72

## 6 節減努力等（記載不要）

## 7 人的な能力、執行体制

(1) 人的な能力、執行体制	
ア 指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理 業務を行うための人員配置等の状況	72
イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	74
ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や 職員採用の状況、労働時間の短縮の取組や職場のハラスメント対策 など労働環境の確保に係る取組状況	75

## 8 財政的な能力（記載不要）

## 9 コンプライアンス、社会貢献

### (1) コンプライアンス

- ア 指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況…………… 78

### (2) 社会貢献

- ア 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況…………… 79
- イ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績…………… 80
- ウ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組状況についての考え方…………… 82
- エ 外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針…………… 85
- オ 手話言語条例への対応…………… 85
- カ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）への取組…………… 86

## 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- (1) 事故・不祥事への対応…………… 87

- (2) 個人情報保護…………… 87

## 11 これまでの実績

### (1) 実績

- ア 指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況…………… 88
- イ 県又は他の自治体における指定取消しの有無…………… 88

## 12 その他…………… 89

## 団 体 の 概 要

(令和2年4月現在)

団 体 名	<small>こうえきざいだんほうじんみやがせだむしゅうへんしんこうざいだん</small> 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団		
所 在 地	〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4 番地	電話番号	046-288-3600
代 表 者	理事長 和田 久	F A X	046-288-3961
設立年月日	平成4年10月1日		
沿 革	<p>平成4年10月 出資者16団体、基本財産15億円をもって「財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」を厚木市恩名102-2に設立。</p> <p>平成6年2月 2団体から出資金の出捐を受ける。(18団体)基本財産15億2千万円となる。</p> <p>平成6年4月 建設省(現国土交通省)より「宮ヶ瀬ダムインフォメーションセンター」維持管理業務を受託。</p> <p>平成7年4月 神奈川県より国体開催施設「カヌー用艇庫」管理業務を受託。</p> <p>平成8年4月 神奈川県より国体開催施設「馬術場」管理業務を受託。</p> <p>平成10年9月 神奈川県より「県立宮ヶ瀬やまなみセンター」管理運営業務を受託。 財団事務所を愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地へ移転</p> <p>平成11年4月 神奈川県より「宮ヶ瀬湖自然公園施設」、「県立宮ヶ瀬湖カヌー場」、「県立津久井馬術場」の管理運営業務を受託。</p> <p>平成11年11月 国土交通省より「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」運営管理業務を受託。</p> <p>平成12年4月 神奈川県より「宮ヶ瀬湖自然公園施設」の追加施設として、「鳥居原園地」の管理運営業務を追加受託。</p> <p>平成15年4月 国土交通省より「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」を推進する事務局業務を受託。 (～平成21年4月)</p> <p>平成18年4月 「県立あいかわ公園」指定管理者として管理運営を受託。 以後、継続受託</p> <p>平成22年8月 水源地域活性化推進事業の一環として、また宮ヶ瀬ダム10周年記念事業として「第1回宮ヶ瀬湖24時間リレーマラソン」実施 以後、毎年実施</p> <p>平成23年10月 神奈川県知事の認定を受け「公益財団法人」へ移行。</p> <p>平成26年3月 「県立津久井馬術場」は、廃止に伴い受託終了</p> <p>平成28年4月 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者として管理運営を受託</p> <p>平成29年11月 観光庁より観光地域づくりの舵取り役である「日本版DMO(地域連携DMO)法人」として登録</p>		

<p>業務内容</p>	<p>県民の水源環境に対する理解を促進すること及び宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域及び人と自然の交流・共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与することを目的とする。</p> <p>上記の目的を達成するため、神奈川県内において次の公益目的事業を行う。</p> <p>(1) 水源環境の理解促進に関すること。</p> <p>(2) 宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化の推進に関すること。</p> <p>(3) その他公益目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>上記(1)(2)(3)の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う</p> <p>(4) 上記公益目的事業に係る附帯事業の運営に関すること。</p> <p>(5) 上記公益目的事業に定める事業に関連すること。</p>																											
<p>主な実績</p>	<p>(1) 主な国又は地方公共団体が参加する会議を主催した実績</p> <p>令和元年8月 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化懇談会 (年1回)</p> <p>構成員 国、県、相模原市・愛川町・清川村の首長等</p> <p>平成28年7月から平成30年5月 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進課長会議 (延べ5回)</p> <p>構成員 国、県、相模原市・愛川町・清川村、厚木市の担当課長</p> <p>令和元年9月 宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議 (年3回)</p> <p>構成員 国、県、相模原市・愛川町・清川村、厚木市及び事業者等</p> <p>(2) 主な地域活性化イベントを企画し、実施した実績</p> <p>みやがせフェスタ2019春 (メイン会場:宮ヶ瀬湖畔園地、サブ会場:県立あいかわ公園他)</p> <p>開催日 平成31年4月14日(月) 参加者11,020名</p> <p>みやがせフェスタ2018夏 (メイン会場:あいかわ公園、サブ会場:宮ヶ瀬湖畔園地他)</p> <p>開催日 平成30年9月17日(日) 参加者27,000名</p> <p>みやがせフェスタ2018秋 (メイン会場:鳥居原園地、サブ会場:宮ヶ瀬湖畔園地他)</p> <p>開催日 平成30年11月3日(日) 参加者9,500名</p> <p>(3) 国又は地方公共団体から施設の管理運営業務を行った実績 (指定管理を含む)</p> <p>当財団は、宮ヶ瀬湖周辺において次のとおり国(国土交通省)及び神奈川県からの事業(業務)を受託管理運営しています。</p> <table border="1" data-bbox="327 1464 1436 1993"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>受託開始年月日</th> <th>発注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務</td> <td>H10. 9 (継続中)</td> <td>県土地水資源対策課</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務</td> <td>H11. 4 (継続中)</td> <td>県自然環境保全課</td> </tr> <tr> <td>県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務</td> <td>H11. 4 (継続中)</td> <td>県スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>県立津久井馬術場管理運営業務</td> <td>H11. 4 H26. 3終了</td> <td>県スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>県立あいかわ公園管理運営業務 (指定管理)</td> <td>H18. 4 (継続中)</td> <td>県都市公園課</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業</td> <td>H11. 11 (継続中)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム施設管理業務</td> <td>H11. 11 (継続中)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム巡視支援業務</td> <td>H10. 4 (継続中)</td> <td>国土交通省</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	受託開始年月日	発注者	県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務	H10. 9 (継続中)	県土地水資源対策課	宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務	H11. 4 (継続中)	県自然環境保全課	県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務	H11. 4 (継続中)	県スポーツ課	県立津久井馬術場管理運営業務	H11. 4 H26. 3終了	県スポーツ課	県立あいかわ公園管理運営業務 (指定管理)	H18. 4 (継続中)	県都市公園課	宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業	H11. 11 (継続中)	国土交通省	宮ヶ瀬ダム施設管理業務	H11. 11 (継続中)	国土交通省	宮ヶ瀬ダム巡視支援業務	H10. 4 (継続中)	国土交通省
事業名	受託開始年月日	発注者																										
県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務	H10. 9 (継続中)	県土地水資源対策課																										
宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務	H11. 4 (継続中)	県自然環境保全課																										
県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務	H11. 4 (継続中)	県スポーツ課																										
県立津久井馬術場管理運営業務	H11. 4 H26. 3終了	県スポーツ課																										
県立あいかわ公園管理運営業務 (指定管理)	H18. 4 (継続中)	県都市公園課																										
宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業	H11. 11 (継続中)	国土交通省																										
宮ヶ瀬ダム施設管理業務	H11. 11 (継続中)	国土交通省																										
宮ヶ瀬ダム巡視支援業務	H10. 4 (継続中)	国土交通省																										

財政状況 (過去3年間について 記入してください)	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	492,159,086	494,536,670	478,468,421
	総支出	506,162,157	498,548,716	485,881,994
	当期損益	▲13,809,871	▲4,037,046	▲5,882,573
	累積損益	388,092,100	383,985,054	378,032,481
申請に関する担当連絡先				
氏 名	やながわ よしのり 柳川 義徳	部署・職名	施設課 課長補佐	
電話番号	046-288-3600	F A X	046-288-3961	電話番号 046-288-3600

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

# 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

## (1) 指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方

### ア 宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針、考え方

宮ヶ瀬ダム建設事業が、宮ヶ瀬湖周辺地域・住民の多大なる理解と協力のもとに進められたという歴史的経緯と、宮ヶ瀬湖周辺施設の3施設の設置経緯や設置目的及び公の施設としての役割を踏まえ、これら3施設を一体として、どのような施設運営を目指すのか、基本的な考え方を記載してください。

#### 歴史的経緯

宮ヶ瀬ダムは、神奈川県最後の水がめとして、昭和44年(1969年)のダム計画発表から30年余の歳月を経て、平成12年(2000年)12月に竣工し、平成13年(2001年)4月から本格運用が開始された首都圏最大級のダムです。ダムの完成により誕生した宮ヶ瀬湖は、芦ノ湖に匹敵する貯水量約2億立方メートルを誇り、給水区域は、横浜市や川崎市など16市5町に及びます。

宮ヶ瀬ダムは、「①水道水の貯水」の他、豪雨等の際の「②洪水調節」、「③河川流量の調節」、さらには、「④発電」という神奈川県民にとって必要不可欠な役割を果たしています。

この宮ヶ瀬ダムの工事にあたっては、地域の人々との長期にわたる幾多の折衝を経て、最終的には、県民の水資源確保等のために協力するという理解を得て、集落の移転が実現した経緯があります。その結果、先祖伝来の土地や家、生活の基盤である店舗などが湖底に沈むことになった人々は、清川村・相模原市(旧・津久井町)・愛川町にまたがり、水没戸数281戸、水没人口1,136人に及びました。

そこで、この宮ヶ瀬ダムの建設に併せて、国・県・関係市町村により、平成4年(1992年)4月に「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」が策定され、「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市型リゾート地の形成」を基本理念として、

#### 宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画

**基本理念** 人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市近郊リゾート地の形成

#### (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

**設置目的** 県民の水源地域に対する理解を促進すること及び宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域・人と自然の交流共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与すること。

#### 宮ヶ瀬やまなみセンター

**設置経緯** 宮ヶ瀬ダムの建設と併せて、県が、国、地元市町村と連携して宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化を図るため、広域的な交流拠点として平成10年9月に設置したもの

**設置目的** 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するため。

#### 集団施設地区

**設置経緯** 集団施設地区等は、宮ヶ瀬ダム建設に伴い、県、国が役割を分担しながら整備し、国が整備した施設を平成11年3月に県が引き継いだもの

**設置目的** 県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するため。

#### 宮ヶ瀬湖カヌー場

**設置経緯** 平成10年に開催された「かながわゆめ国体」において、清川村がカヌー競技の開催地に選ばれたことにより、清川村と津久井町の町村境付近にある宮ヶ瀬ダム湖畔に新築されたもの

**設置目的** 県民にカヌー等に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与すること。

3 拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）の整備が進められてきました。

宮ヶ瀬湖周辺地域は、この3 拠点に開発地域を限定して整備を進めることにより、水源地域として湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきたという経緯があります。

また、この基本計画に沿って良好な地域づくりを一体的・計画的に推進するため、企画立案と合意形成の促進、公共施設等の管理の受託、宮ヶ瀬湖周辺地域の情報の提供、活性化の促進、調査研究等について、国・県・市町村、利水者、民間等の協力と連携を行うといった設立趣意書のもと、平成4年（1992年）10月に「財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立され、平成23年（2011年）10月に公益財団法人に移行しました。

## 周辺3施設の一体運営

宮ヶ瀬湖周辺施設は、上記3 拠点のうちの2 拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区）に立地しています。当財団は、従来から継続的に3 拠点を一体として管理運営するなかで、個々の施設の利用促進や相互連携はもとより、遊覧船やロードトレイン、各種イベント等の財団自主事業も加え、エリア全体としての魅力向上や利用者にとっての利便性向上に努めてきました。とりわけ、宮ヶ瀬湖周辺3 施設については、地理的にも隣接していることから、より一体的・総合的な施設運営を進めています。



宮ヶ瀬湖周辺広域マップ

また、当財団は、平成29年（2017年）11月に日本版のDMO法人（地域連携DMO）として観光庁から登録を受けました。DMO法人とは、地域の観光資源（ダム、名所、自然、産業等）に精通し、地域・関係者と連携しながら観光地域づくりの舵取り役となり、地域の稼ぐ力を引き出すことを目的とする法人です。現在、厚木市を含めた4市町村のDMOエリアにおいて、市町村、観光協会など各種団体、事業者等と連携を図りながら、地域の活性化に向けた事業を展開しています。

宮ヶ瀬湖周辺3施設の運営にあたっては、財団としての、こうしたソフト的・広域的な連携事業の成果や蓄積、ノウハウも活用しながら、一体的で効果的な施設運営を進めます。併せて、各種イベントや良好な地域づくりの一体的・計画的な推進の観点から、周辺市町村や住民組織等との連絡調整や連携窓口としての役割を発揮するよう努めます。

※DMO法人

Destination Management/Marketing Organization

※DMOエリア（地域連携DMOとしての対象地域）

- ①神奈川県愛甲郡清川村、②愛甲郡愛川町、③厚木市飯山地区・七沢地区、④相模原市緑区の一部（根小屋、長竹、青山、鳥屋）

## 施設運営の方針・考え方

宮ヶ瀬湖周辺3施設の運営においては、自然環境の保全、安全快適な利用環境の確保に努めるとともに、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な団体や企業、人材との連携による充実を目指します。また、環境負荷の軽減を目指したゼロエミッションや省資源化に取り組む一方、管理に要する経費の面では、適正な受益者負担にも努めるとともに、利用者へのサービスの低下をきたさない範囲で徹底的な経費の節減に取り組み、「県や地元市町村・企業等の出捐により設立された公益財団法人」として信頼感のある指定管理者たるよう努めます。さらに、環境、防災、健康、交通など、地域や社会の変化や動向、ニーズや関心の高まりを的確にとらえて、3施設の運営管理に反映してまいります。

## 施設運営5つの柱

### 1 水源環境の保全と理解促進

水源地域に立地することから、施設の運営にあたっては、環境負荷の軽減や省資源化、植樹や適切な剪定、自然観察会の開催など、宮ヶ瀬湖周辺の水源環境の保全と理解促進に努めます。

- ・野生植物や昆虫などの自然観察会の開催
- 例 ・野鳥繁殖時期の親水池の草刈りや利用を休止
- ・企業や学校等による植樹の支援

### 2 地域住民や団体等との連携した施設運営

宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な団体や企業、人材、市町村等と連携して施設を継続して運営してきた20年余の経験とノウハウを基盤として、遊覧船等の財団自主事業、広域連携DMOとしての4市町村に及ぶネットワークを加え、3施設全体の広域的・効果的な利活用や地域の活性化に努めます。

- ・地元の人材やNPOと連携したカヌー教室の開催
- 例 ・地域の団体等との活動団体交流会、DMOネットワーク会議を開催
- ・事業者等と連携したマラソン大会やアウトドアイベントを開催

### 3 地域やニーズの変化への対応

圏央道相模原インターチェンジ開通による遠隔地からの来訪者増加、東京オリンピック・パラリンピックに伴うスポーツ熱の高まりを踏まえた運営、リニア中央新幹線関東車両基地の建設計画、SNSの普及など、環境の変化に的確に対応した施設運営に努めます。

- ・カヌー場での外国オリンピック選手団の合宿対応
- 例 ・施設内の主な案内看板等への英字併記、SNSによる広域的な広報
- ・地域の経験者によるSUP(スタンドアップパドルボード)の指導

#### 4 来訪者の健康、安全・安心の確保

台風・落雷・積雪・凍結などの気象の変化、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策、鳥獣被害対策、災害や緊急事態発生時の避難誘導など、利用者の安全を最優先とした施設運営に努めます。

- 例
- ・財団職員が普通救命講習や乗物等の防災訓練を毎年実施
  - ・財団固有の野生生物対応マニュアルに基づく熊・鹿等への対応
  - ・迅速な除雪や融雪剤の散布、危険な状況での利用者誘導及び閉鎖
  - ・ヒル除けスプレー、ポイズンリムーバー等の常備

#### 5 効率的で公平・適正な運営

利用者へのサービス低下をきたさない範囲で徹底的な経費節減と適正な受益者負担に努め、効率的な施設運営を図るとともに、「県や地元市町村・企業等の出捐により設立された公益財団法人」として、常に、公平・公正で信頼感のある指定管理者たるよう努めます。

- 例
- ・3施設の維持管理を一体的に行うことによる経費節減
  - ・園地整備など、指名競争入札による公平公正な委託
  - ・火気やドローンの禁止など、園地や施設の適正な利用指導

### 状況変化に対応した施設運営

宮ヶ瀬湖周辺における近年の変化としては、

- ①平成27年（2015年）3月の圏央道相模原インターチェンジ開通により、遠隔地からの来訪者の割合が増加傾向にあり、より広域圏へのPRに心がける必要があると認識しています。
- ②さらに、令和3年（2021年）に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックに伴うスポーツ熱の高まりを踏まえ、カヌー場などの積極的な運営、インバウンド（訪日外国人旅行）にも対応してまいります。
- ③また、リニア中央新幹線関東車両基地が宮ヶ瀬湖の近隣に建設されることが決定しており、今後、宮ヶ瀬周辺の来訪者の動向に与える影響と、その対応にも留意してまいります。
- ④なお、現在、県内・国内のみならず、全世界に新型コロナウイルス感染症が広がっています。現段階では今後の影響は未知数ですが、施設の運営にあたっては、感染の動向、国や県・市町村などの方針や対応策等を踏まえ、常に、来訪者の健康、安心・安全の確保を最優先に取り組んでいきます

## イ 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ることへの取組方針

宮ヶ瀬湖周辺施設は、宮ヶ瀬湖の水質や自然環境の保全・充実と、周辺地域の振興・活性化という目的を達成するための中心的施設であることを踏まえ、各種事業を企画提案・実施するにあたり基本となる取組方針を記載してください。

### 取組の考え方

宮ヶ瀬湖の周辺は、神奈川県民の水がめ・水源地として極めて重要な地域です。そこで、これまで、宮ヶ瀬湖周辺では3拠点に開発地域を限定して整備を進めることにより、水源地域として湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきた経緯があります。

当財団は、「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市近郊リゾート地の形成」を基本理念として設立され、宮ヶ瀬湖周辺施設の整備段階から自然環境の保全と水源地域の振興の実現に向け、事業を展開してきました。自然環境に対する県民の理解を促進すること及び宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域及び人と自然の交流・共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与することを目的として諸事業に取り組んでいます。

こうした取組の考え方は、平成27年（2015年）9月に国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の「目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する」の趣旨にも合致するものと考えています。また、国土交通省より運営管理業務を受託している「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」において、毎年、神奈川県内の小学校4年生の約4割（平成31年度受講者数33,544人）に対して、宮ヶ瀬ダムの見学、ダムの機能や役割等の講演を財団職員が実施しています。この水源地に対する環境学習は、ESD（持続可能な開発のための教育）の目標のひとつである「環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと」と同じ方向性であるものと考えています。

※SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

※ESD… Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）

### 基本となる取組方針

#### 1 秩序ある利用の促進

「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」に基づき整備された施設については、国、県、周辺市町村及び利水者等との合意形成により策定された「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」に則り、自然環境の保全を前提として、秩序ある利用の促進を図ります。

#### 2 エリア全体としての魅力や利便性の向上

宮ヶ瀬湖周辺地域に整備された公共施設の管理運営を受託し、自然に親しめるレクリエーション活動のための拠点施設とするほか、駐車場等の管理運営や自主事業を行い、エリア全体としての魅力や利用者にとっての利便性の向上に努めます。

### 3 地域情報の提供、活性化の促進

周辺地域で行われる行事・催事等の情報提供を行うとともに、宮ヶ瀬ダム役割など広報業務を実施し、水資源の大切さの理解と、この地域が賑わいと活気あふれた地域であり続けるよう、地域活性化の促進に取り組みます。

### 4 環境の変化に対応した事業展開

リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）や宮ヶ瀬湖に隣接する相模原市緑区鳥屋地区の関東車両基地の整備計画等が進められています。既に、圏央道相模原インターは開通（H27.3）しています。外部の環境変化などによる集客エリアや満足度等の変化を的確にとらえるため、引き続き、財団独自に来訪者動向調査を実施し、周辺地域の活性化、都市と水源地域の交流等の促進のための事業を展開します。

### 5 水源環境の理解促進

美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守っていくために、平成10年（1998年）4月29日に制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の理念に基づき、宮ヶ瀬湖周辺地域の豊かな自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図ります。また、事業の実施にあたっては、県が実施する水源環境保全施策を踏まえつつ、NPO法人、民間企業等との協働による様々な水源地域の保全及び理解促進活動を実施することで、宮ヶ瀬湖周辺での交流や自然とのふれあいの大切さなどについて、理解の促進を図ります。

#### 宮ヶ瀬湖憲章

宮ヶ瀬湖は、長い年月をかけ、多くの人々の努力によってつくられ、水道用水、水力発電への利用や相模川・中津川周辺を洪水から守るなど、安全で豊かな生活を支えてくれるダム湖です。

こうした恵みには、ダム建設のため、先祖代々住み続けた土地や家が湖底に沈むこととなり、移転を余儀なくされた人々や失われた豊かな自然がありました。

ダム建設にあたっては、人や動植物にできる限り快適なものになるように、自然の再生が図られました。

周辺の自然は、貴重な水源として、生き物を育む場として、また、安らぎと憩いの場としても大切です。

私たちは、周辺の自然を大切にし、守り、育て、利用し、次の世代に伝えていくことを誓い、ここに宮ヶ瀬湖憲章を定めます。

- 1 清らかな宮ヶ瀬湖の水を、みんなで大切にしよう。
- 1 美しい宮ヶ瀬湖周辺を、みんなで守ろう。
- 1 宮ヶ瀬湖周辺の自然を、みんなで育て利用しよう。
- 1 宮ヶ瀬湖の意義・歴史を忘れずに、みんなで後世に伝えよう。

平成10年4月29日制定

宮ヶ瀬湖憲章制定会議

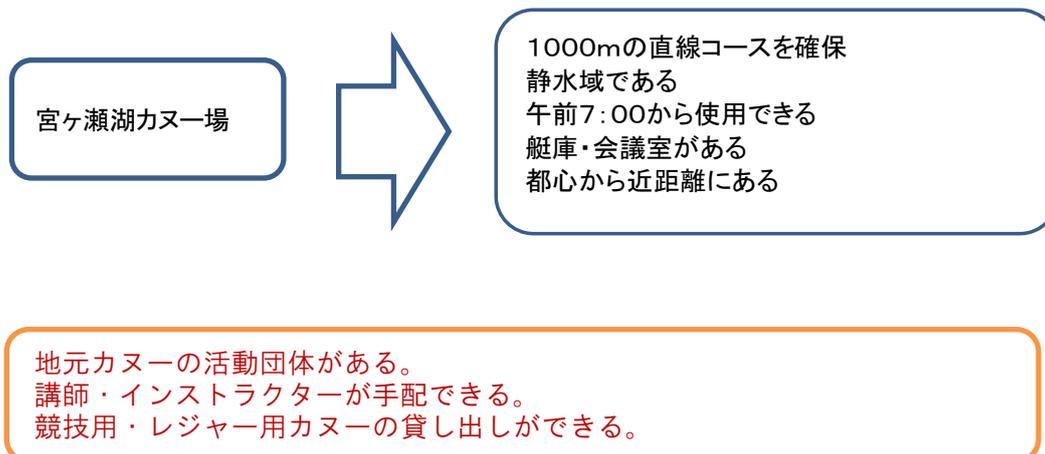
## ウ 将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方

将来に向けたカヌー競技人口の拡大、競技者の育成及びカヌー競技（ボート競技を含む）に対する県民への普及啓発についての具体的な取組方針を記載してください。

### 宮ヶ瀬湖カヌー場の魅力

宮ヶ瀬湖カヌー場は、平成10年（1998年）に開催された「かながわ・ゆめ国体」の会場として、県により整備され、国体終了後は、既存施設を生かし、県民の生涯スポーツの振興及び宮ヶ瀬湖周辺の振興を行っています。このため、カヌーコースや艇庫、管理棟等を良好に維持し、円滑に利用できるように管理運営することで、カヌースポーツの拠点としての役割を担い、県民の生涯スポーツ、地域振興を図るための利活用を促進する必要があります。

令和3年（2021年）に開催予定されている東京オリンピックのカヌー競技の事前キャンプ地として使用されることや施設の魅力を発信することにより今後の利用促進を図ります。



### カヌー競技人口の拡大

競技人口の拡大のためには、青少年がカヌーに興味を持ち、実体験ができる環境作りが大切になります。

このため、財団は、年少者や興味のある方々を対象としたカヌースクールを、水深が浅く、風の影響も受けにくい集団施設地区にある親水池で開催しています。

また、カヌー体験を要望する小学校や子ども会等に対し、カヌーやライフジャケット等の備品を無料で貸し出すとともに、地域の指導者の紹介等を行っています。



## 競技者の育成

競技者の育成のために、集団施設地区の親水池でのカヌー経験者が、次のステップとして、宮ヶ瀬湖カヌー場の利用につながる取組が大切と考えています。このため、カヌー体験者を対象とした技能向上のための講習会を開催しています。また、宮ヶ瀬湖カヌー場については、カヌー等の持ち込みが原則となっていますが、県の備品である競技用カヌーを貸し出すことにより、競技者に対し利便を図り、育成に努めることはもとより、財団においても、レンタルカヌー(カヤック、カナディアン、Eボート、SUP)を配置し、競技用カヌーへのステップアップの一助にします。

※Eボートとは、定員10人のゴム製大型カヌーで、水面に近い目線からの景色を楽しむことや家族で漕ぐ楽しさや、自然との一体感を味わうことができます。

## 県民への普及啓発

当財団のホームページに集団施設地区の親水池や宮ヶ瀬湖カヌー場の施設案内を掲載し、広く広報を行います。また、財団自主事業として、レンタルカヌー事業やEボートを利用した湖面からの自然観察会を開催し、水辺の体験の楽しさを発信します。

カヌー競技人口の拡大、競技者の育成、県民への普及啓発には、技術力のある指導者が多く必要となります。このため、指導者を有するNPO法人との連携を強化し、財団が実施しているカヌー教室や体系的な競技者育成コースを協力して開催し、利用促進を図ります。

### Ⅰ 業務の一部を委託する場合の業務内容等

(注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。(業務の一部を委託する場合、業務内容や理由などを含めた具体的な考え方を記載してください。)

## 委託する業務内容

関係法令に基づく有資格者による法定点検、専門的な技術・知識・免許を要する業務など効果的・効率的に行う業務は再委託を行います。

専門的な技術・  
知識・免許を要  
する業務

### 造園・景観

- ・急斜面地など作業に技術を要する業務は、造園の熟練者を有する業者に委託します。
- ・危険な害虫や植物等の病害虫の処置は、専門業者に委託します。
- ・鳥居原園地のドウダンツツジの管理については、当園地のシンボルであり後世に残る財産として保持するため、造園の熟練者を有する業者に委託します。

### 施設管理

- ・施設維持のための機械警備、巡回警備、遊具点検、また、噴水点検などの定期点検は専門業者に委託し、健全な施設維持管理を行います。

	<p><b>清掃業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の床面・窓の清掃については、景観を良好に維持するため専門業者に委託します。</li> <li>園地内の公衆便所清掃については、直営により日常清掃しておりますが、定期清掃は専門業者に委託し、来訪者が快適に利用できるよう施設の美化に努めます。</li> </ul>
<p><b>関係法令に基づく有資格者による法定点検</b></p>	<p><b>消防設備・受変電設備等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防設備、受変電設備、受水槽及び浄化槽、また、エレベーターなどは、有資格者による法定点検及び定期点検を専門業者に委託し、法令遵守に努めます。</li> </ul>
<p><b>その他管理（活性化事業他）</b></p>	<p><b>自然環境理解促進事業や地域活性化事業等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直営により実施しますが、地域の観光協会やNPO法人等の人材活用も図って実施します。</li> </ul>

## 2 施設の維持管理

### (1) 施設の特徴を踏まえた維持管理

**ア やまなみセンター（別館を含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場にかかる清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等についての実施方針**

宮ヶ瀬湖周辺施設の施設及び設備の状況を踏まえ、施設機能の十分な発揮、利用者サービスの向上の観点から、日常の保守管理、清掃、修繕等を適切に行う取組、有資格者の配置や委託する場合の適切な相手方の選定、履行確認の方法などを具体的に記載してください。

#### 実施方針

快適に施設を利用していただくためには、安全を確保しながら機能を良好に保つ必要があります。このため、利用者の施設に対する要望や需要の変化、日常の維持管理、運営上の課題等を常に把握し、反映させるとともに、異常事態の監視を行い、これらの早期発見、予防保全に取り組みます。

また、常に、各施設及び設備の維持管理の基準を確保します。



## やまなみセンター（別館含む）

やまなみセンター本館は、神奈川県の水源地域である宮ヶ瀬湖周辺地域での自然環境の保全・充実を図りながら、地元関係団体と連携・協調した地域活性化事業や水源地域の大切さの理解・促進を図る事業を実施する拠点施設となっています。このため、これらの事業を実施する上での課題の抽出・分析、地元関係団体との連携・調整を図るための会議や事業を実施するための会場として利用します。このような活動が円滑に行われるよう、施設や設備の保守管理を適切に行います。



やまなみセンター本館

<b>施設機能の 十分な発揮</b>	<b>エレベーターの保守管理</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・やまなみセンター（別館を含む）には、エレベーターが設置されています。車椅子やベビーカーを利用する方、また、高齢者等の利用が多いため定期点検を適正に行い故障等の発生を未然に防止します。</li></ul>
<b>利用者サービスの 向上の視点から、 日常の保守管理、 清掃、修繕等を 適切に行う取組</b>	<b>本館屋上の保守管理・景観の確保</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本館では、屋上からの自然景観を楽しむことができます。駐車場からの園地への導入部となりますので、第一印象を高めるためにも屋上の清掃はこまめに行い、フラワーポット等を置くなど美観に努めます。</li></ul> <b>本館2階の展望ホールの清掃</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・展望ホールは、屋内から集団施設地区を眺めることができます。無料で利用できるテーブルとイスがあり、利用者の憩いの場となっているため、気持ち良く利用できるようガラス窓の清掃などに留意しています。</li></ul>

- ・やまなみセンター本館及び別館は、日常、定期清掃の実施や夜間の防犯対策として機械警備を実施するとともに、消防設備や空調設備の保守点検を適切に実施し、施設を良好な状態に管理します。

## やまなみセンター別館（愛称「ミーヤ館」）

やまなみセンター別館は、利用者が食事等を楽しむ宮ヶ瀬水の郷商店街に隣接し県道に面して立地しています。また集団施設地区(公園等)への導入部に位置し、利用者が最初に訪れる施設です。宮ヶ瀬湖周辺地域の観光・交通・イベント等の情報を集中管理するとともに、3施設の利用承認を行うなど、ワンストップサービスを提供する総合窓口として、来訪者の皆様の利便性を高めます。



やまなみセンター別館  
愛称「ミーヤ館」

さらに、利用者の利便性の向上を図るため、館内に総合案内、自転車の駅(休憩コーナー)、クラフトコーナー、売店、授乳室、こどもの遊び場、自然情報コーナーを設け運営します。

## 集団施設地区等

集団施設地区等は、様々なイベントの会場、スポーツや自然観察、散策の場となっています。維持管理については、生物多様性に配慮するほか、それぞれの使用目的に応じて、作業頻度や作業時期にメリハリをつけて実施します。

- ・宮ヶ瀬湖集団施設地区等は巡回を行うとともに利用指導を行いマナー向上に努めます。また、屋外便所等の清掃をこまめに行い施設の美観を維持します。

- ・鳥居原園地駐車場は眺望が良く、自動車の他、オートバイの利用も多い状況です。近隣住民からの要望もあり夜間の騒音や防犯を目的に門扉の開閉を行い運用します。

- ・電気、給排水設備等の共用施設の保守管理においては、周辺施設（やまなみセンター、カヌー場や相模原市鳥居原ふれあいの館、清川村宮ヶ瀬湖水の郷交流館）の管理者と神奈川県自然環境保全センターが結ぶ共用施設協定書の規定に基づき実施します。

また、電気、水道の料金については、毎月個々のメーターを検針し、料金の算定後に各施設に請求します。



湖畔園地



鳥居原園地

### 施設機能の 十分な発揮

#### 親水池の草刈り業務

- ・親水池は野鳥の繁殖場所になっており、繁殖時期の草刈り等は休止するとともに親水池の利用を制限します。

#### 鳥居原園地の植栽管理

- ・階段状に植樹されているドウダンツツジが観光の目玉になっているため、植栽管理を適正に行います。また、特定外来種であるオオキンケイギクが繁茂しており、繁殖力が強く放置すると在来種が駆逐されてしまうため、花の時期に除草等を行います。

#### 鹿の食害対策

- ・鹿による食害が発生し、園地内草花の被害が増えている状況です。湖畔園地内の花壇については、草花から花木への樹種変更を行うとともに、食害の被害が少ないスイセン等にします。

### 利用者サービスの 向上の視点 から、日常の保守 管理、清掃、修繕 等を適切に行う 取組

#### 鹿のフン対策

- ・職員が早朝出勤しフンの清掃を行っています。フンは、剪定枝・刈草と混合し発酵させ堆肥化し、園内の草花の肥料として利用します。

#### 有害虫対策

- ・有害虫（スズメバチ・ヤマビル・毛虫等）は巡視等による早期発見に努め駆除していますが、利用者からの情報提供に対しても速やかに駆除を行います。

#### イノシシ対策

- ・鳥居原園地は、イノシシによる芝生地の掘り返しが発生しています。点検をこまめに行い、土をならすなどして補修を行います。

#### 芝生管理

- ・安全に快適に過ごせるように、大きな石や危険物は除去し、美観を維持するため草刈りや土壌エアレーション等を行います。

## カヌー場

カヌー場は県民にカヌーに関する知識の取得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するという設置目的を果たすため、カナディアンカヌーやカヤックカヌーなどによりカヌー体験する機会を提供するとともにより競技者を目指す選手には競技用カヌーを貸出し、技術力を養う機会を提供します。

当財団が開催するカヌースクールや高校総体や国体の予選会実施時には運営補助を行うことにより、カヌー競技人口の拡大や競技者の育成に努めます。

管理棟や艇庫の保守点検はもとより、湖面については夏と冬で10m以上の水位変動があるため、利用者への情報提供やコース等の設定など適切な管理運営を行います。



カヌー場



カヌー場管理棟

### 施設機能の 十分な発揮

#### カヌーコースの確保

- ・カヌーコースのレーンの幅や直線の確保、浮き栈橋への移動において、安全を確保します。また、湖面の水位を毎日確認し、前日との高低差を元に栈橋の係留ロープ調整やコースワイヤーの長さを管理します。

#### 湖面管理

- ・水位の上下により、湖岸で土砂崩れが発生する場合があります。発生した場合は、周辺に近づかないように利用者に情報を提供します。また、水位の上下により倒木が湖内に流入し、流木やゴミが発生しますので、発見した場合は回収し処分します。

### 利用者サービスの 向上の視点から、 日常の保守管理、 清掃、修繕等を 適切に行う 取組

#### 安全対策

- ・水上施設の特性上、裸足で利用する利用者もいることから、浮き栈橋への進入階段等の清掃をこまめに行い、ガラス破片等怪我の原因を除去します。また、管理棟や艇庫は日常清掃を実施します。特に艇庫は利用者のカヌーが保管されていることから整理整頓を心がけるとともに、盗難防止等のため機械警備を実施します。

やまなみセンター管理運営業務の年間維持管理計画表

項目		内容	基準回数	実施時期												基準を上回る提案	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 保守管理 本館	空調設備点検	冷温水発生機	年2 回実施														
		冷却塔	年3 回実施														
		空気調和機	年2 回実施														
	機械設備点検	給湯用ボイラー	年1 回実施														
		ポンプ類	年1~2 回実施														
		ファンコイルユニット	年1 回実施														
	給排水設備点検	空調換気扇	年1 回実施														
		エレベーター	年12 回実施														
		自動扉点検	年3 回実施														
	消防設備点検	オイルタンク気密検査	年1 回実施														
		受水槽	年1 回実施														
		給水ポンプ	年2 回実施														
	害虫駆除	外観設備点検	年1 回実施														
		総合点検	年1 回実施														
		年3 回実施	年3 回実施														
別館	空調設備点検	冷温水発生機	年3 回実施														
		冷却塔	年3 回実施														
		空気調和機	年4 回実施														
	電気設備点検	給排風機	年3 回実施														
		タンク類	年2 回実施														
		空気換気扇	年1 回実施														
	機械設備点検	ポンプ類	年6 回実施														
		冷却水ポンプ	年3 回実施														
		冷却塔薬品洗浄	年1 回実施														
	消防設備点検	総合点検	年6 回実施														
		エレベーター	年12 回実施														
		自動扉点検	年3 回実施														
	害虫駆除	地下タンク気密検査	3年に1回 回実施														
		外観設備点検	年1 回実施														
		総合点検	年1 回実施														
電気設備点検	エレベーター	年3 回実施															
	自動扉点検	年3 回実施															
	地下タンク気密検査	3年に1回 回実施															
害虫駆除	外観設備点検	年1 回実施															
	総合点検	年1 回実施															
	年3 回実施	年3 回実施															
												絶縁監視装置設置					
												絶縁監視装置設置	毎年実施				

やまなみセンター管理運営業務の年間維持管理計画表

項目	内容	基準回数	実施時期												基準を上回る提案				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
2. 清掃業務																			
本館	日常清掃	屋内	情報コーナー、展望ホール、研修会議室、休養室、更衣室、シャワー室、共用部 トイレ 事務室	開館日 8:00～16:00															
		屋外																	
	定期清掃	屋内	情報コーナー、展望ホール、更衣室、シャワー室、共用部 研修会議室、休養室	休館日毎月 8:00～17:00 休館日隔月 8:00～17:00 休館日隔月 8:00～17:00 休館日隔月 8:00～17:00															
		窓・サッシ 防虫網 小便器洗浄機	両面	年2回 年6回															
	日常清掃	屋内	サニタライザーMK-7 多目的スペース(多目的スペース、共用部) トイレ 事務室	開館日 8:00～16:00															
		屋外																	
	定期清掃	屋内	多目的スペース(多目的スペース、共用部)	休館日毎月 8:00～17:00 休館日隔月 8:00～17:00															
		窓・サッシ 防虫網 小便器洗浄機	両面	年2回 年6回															
	3. 警備業務																		
	本館・別館	開館日	17:30～翌9:00	但し、館内警備作動中に限る															
休館日		24時間																	
4. 植物管理業務																			
本館・別館	高木(モミジ・サクラほか)	美観の確保、害虫等の防除のための剪定	適宜															樹木により実施時期を選択	
	低木(アジサイ他)	美観形成のための植栽を実施	適宜															除草、花殻摘み	
	プランター	美観の確保、害虫等の防除のための除草	適宜															状況により適宜実施	
	敷地内除草		適宜																

集団施設地区等管理運営業務の年間維持管理計画表

業務内容	数量	単位	基準回数	実施時期												基準を上回る提案	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
<b>(ア) 植物管理</b>																	
高木管理	常緑樹 落葉樹 針葉樹	144 365 16	本 本 本	0.5回/年 0.5回/年 0.5回/年													
中低木管理	刈り込み 草取り	13,390 29,690	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	1回/年 1回/年													来訪者の多いけやき広場周辺や鳥居原園地のドウダンツツジ等は、1回増やす
芝生管理	芝刈り エアレーション 目土かけ 施肥	21,500 23,785 21,500 21,500 21,500	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	4回/年 2回/年 0.5回/年 0.3回/年 0.3回/年													芝生広場は集客空間のため実施回数を増やす
草地管理	草刈 機械除草	84,730	m <sup>2</sup>	1回/年													来訪者の多い及沢地区、駐車場、鳥居原園地等は、1回増やす
<b>(イ) 清掃管理</b>																	
建物清掃	日常清掃(建物)	592	m <sup>2</sup>	18回/年													
トイレ清掃	日常清掃	219	m <sup>2</sup>	89回/年													
園路・広場清掃	日常清掃 園路・広場清掃 日常清掃 芝地、草地清掃	77,300 130,015	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	18回/年 12回/年													週3回に増やし、美観を保つ 週3回に増やし、美観を保つ 鹿の糞拾いを週3回実施
その他清掃	汚水汲み取り業務 年末年始巡視清掃 受水槽清掃	1 1 1	年4 式 式	4回/年 6回/年 1回/年													
<b>(ウ) 設備の保守管理</b>																	
業務内容	電気設備保安管理(24時間監視システム)		基準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準を上回る提案	
定期点検	給水設備点検 汚水設備点検 汚水設備点検 受水槽検査 簡易水道検査		6回/年 12回/年 15回/年 24回/年 12回/年													絶縁監視装置設置	
小破修繕			随時														
共用施設の保守管理及び料金等の取扱事務			-													毎月メーター検針、請求事務実施	
保安警備			-													門扉の閉鎖	
除雪			-													必要に応じ実施	

宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務の年間維持管理計画表

項目		内容	基準回数	実施時期												基準を上回る提案
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 保守管理																
簡易専用水道検査			年1回実施													
消防設備点検		外観点検・機能点検	年1回実施													
		総合点検	年1回実施													
受水槽点検			年1回実施													
害虫駆除			年2回実施													
AED保守・点検			随時回実施													
作業艇等定期(中間)検査・保守点検		(船舶検査はその都度実施)	随時回実施													
コース用ロープ、ブイの設置撤去、メンテナンス			随時回実施													
浮桟橋、発艇補助台、審判塔の保守点検			随時回実施													
2. 清掃業務																
日常清掃	管理棟1階 238㎡	除塵、拭き水拭き、洗浄、衛生消耗品補充、汚物処理ゴミ収集	随時開場日													
	管理棟2階 233㎡	除塵、拭き水拭き、洗浄、衛生消耗品補充、汚物処理ゴミ収集	随時 会議室等 利用日													
	艇庫 1,039㎡	除塵、拭き、水拭き	随時													
定期清掃	管理棟 471㎡	除塵、拭き、ワックス清掃、洗浄	年1回実施													
窓ガラス清掃	管理棟 83.5㎡	洗浄	年1回実施													
網戸清掃	管理棟 39㎡	洗浄	年1回実施													
受水槽清掃	受水槽 2槽式 30㎡		年1回実施													
土地の清掃	建物周辺、通路、駐 車場、緑地		随時													
3. 警備業務																
開場日		警備機器等による監視	開場時間外													
休場日		警備機器等による監視	24時間													

## 有資格者の配置

維持管理業務を行っていくためには、一定以上の知識や技能が必要です。財団には様々な資格保有者がおり、施設の維持管理に活用しています。

当財団では、人材育成を目指して、講習会の実施、外部講習会への派遣等による職員の資格取得の支援を行います。

## 適正な委託業務委託

### 委託先の選定方法

- ・公平・公正な手続きで委託先を選定します。
- ・財団財務規程に則った手順により選定します。
- ・原則として委託先の選定は業者選定会議で決定し、指名競争入札を行って最低価格者に落札し契約を締結します。

契約の性質や目的が指名競争入札に適さないときや、指名競争入札に付することが不利な場合等特別な理由がある場合には、随意契約とします。

### (例) 指名競争入札の場合

- ・年間作業計画（年間の事業スケジュールを決定）
- ・契約方法を決定（財団財務規程により、指名競争入札、随意契約を決定する。）
- ・業者決定（業者選定委員会で業者を選定する。）
- ・現場説明会
- ・入札→落札者決定
- ・契約締結
- ・工事等施工（施工時は、確認・指導監督を実施する。）
- ・出来高・完成検査（検査は、施工前・中・後の写真、日報、出来形書類等や現地確認により実施し、状況によっては手直し等を実施させる。）

### 履行確認等

履行の確認については、まず、業務指示書を業務実施のたびに発行して内容を確認し、作業前に指示を再確認します。作業後は、当該業務の責任者が現場立会いを行うとともに日報、報告書、写真等を提出させ、業務結果を確認します。実施結果が仕様を満足しない場合には、やり直しを指示します。また、実施業者との業務改善会議を定期的に設けて作業の改善を図ります。

委託業務では業務仕様、検収方法を定め、業務品質を維持できるようにします。

<定める業務仕様の例：業務内容、業務水準、作業工程、作業日程、検収方法等>

### 保有する主な資格

#### 園地管理運営の資格

公園管理運営士、土木管理技士、ダム管理技士

#### 安全関連

普通救命講習者、衛生管理士、防火管理者、危険物取扱者

#### 作業関連

刈払機取扱作業講習、チェーンソー講習

#### 水上 船舶操縦免許

その他 自然観察指導員、生物分類技能検定3級

## イ 3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方

3施設の一体運営を踏まえた人員配置の工夫や、施設及び設備の保守点検等の維持管理業務を効果的・効率的に行うための取組について、具体的に記載してください。

### 3施設の一体運営

3施設の保守及び維持管理の対象は、土地・建物、建築設備、植栽等と共通する項目が多くあります。当財団は、一体的運営にあたり、各施設の業務基準を確保しながら、今まで蓄積されたノウハウを活かし、効果的・効率的に運営します。

総合業務	<b>ワンストップサービスの提供</b> <ul style="list-style-type: none"><li>宮ヶ瀬湖周辺地域の交通案内、イベント案内、観光案内、また、3施設の利用承認などを、やまなみセンター別館に一本化することによるワンストップサービスを提供することで、来訪者の皆様の利便性を高めます。</li></ul>
集中的な維持管理や人員配分	<b>弾力的な対応人員配分など</b> <ul style="list-style-type: none"><li>公園等における膨大な面積の草刈りや清掃などの維持管理業務において、3施設の境界を設けず一体的集中的な維持管理を行うことができます。また、園地内で開催するイベント等において弾力的な人員配置が可能となります。</li></ul>
経費の節減効率化	<b>管理業務の集約化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>膨大な設備や機械等の法定点検、また、建物清掃について、一括発注や同日実施を行うことで、経費の節減や効率化を図ります。また、電力自由化による3施設を一括とした新電力会社との契約により経費削減を図ります。</li></ul>
避難誘導や応援体制の確保	<b>広域的な対応が可能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>地域の消防や警察、国の出先機関などを含め、広域的に災害発生時や緊急事態発生時の避難誘導や応援体制の訓練、防災マニュアルの整備を図ります。</li></ul>
イベント等の実施	<b>施設の連携利用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>3施設を一体としたイベントを実施することで来訪者の皆様に満足度の高いイベントやサービスを提供します。 (例)やまなみセンター本館でペットボトルロケットを作成し、宮ヶ瀬湖畔園地で打ち上げを行うなど。</li></ul>

### 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

#### (1) 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組

各施設の設置目的や特性、機能等を踏まえた事業等の実施方針及び取組について、規模や経費面からの実現可能性を踏まえて、具体的に記載して下さい。

#### ア やまなみセンター（別館を含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組

宮ヶ瀬湖周辺地域の歴史的経緯とやまなみセンターが担う広域交流拠点という役割を踏まえ、周辺地域全体の活性化と水源地域の理解促進を図るための企画・取組の内容について、具体的に記載してください。

#### 実施方針及び取組

やまなみセンターは、水源地域の理解促進と周辺地域の活性化のための広域交流拠点として、県民の多様なニーズに的確に応えられる取り組みが求められています。これまでの活性化への取り組みの経緯や宮ヶ瀬湖周辺地域の基本理念、関連計画などを踏まえ、周辺地域の自然環境の保全・充実を図りながら、地元関係団体等との連携協調を強め、多くの県民に親しまれる地域となるよう、取り組みを進めます。

<b>水源地域活性化の推進</b>	<b>イベントでの集客促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>みやがせフェスタ等の開催により来訪を促し、水源環境への理解促進を図ります。</li></ul> <b>観光資源の活用と発信</b> <ul style="list-style-type: none"><li>地域の魅力ある観光情報（景観、郷土物産工芸、伝統文化）等を発信します。</li></ul> <b>地域と連携した観光地域づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>地域連携DMOとして民間企業、NPO等と連携した新規ツアーコースの開発や市町村の境目ない観光情報を発信します。</li></ul>
<b>水源環境の保全と活用</b>	<b>宮ヶ瀬湖憲章の普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"><li>美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守っていくために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の普及啓発をします。</li></ul> <b>自然とのふれあい</b> <ul style="list-style-type: none"><li>水源地域の植物や野鳥、動物などの自然にふれあえる自然観察等を実施します。</li></ul> <b>水源環境保全の普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"><li>自然観察会など水源環境理解促進事業をとおして、水源地域の保全の大切さを啓発します。</li></ul>
<b>拠点施設としてのサービスの提供の充実</b>	<b>情報の集約、ワンストップ機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>宮ヶ瀬湖周辺の情報収集・提供の一元化によるワンストップ機能を充実します。</li><li>来訪者の目的にあったパンフレットを作成し、水源地域情報をPRするホームページ、SNSによる情報の発信に取り組みます。</li></ul>

### 交流拠点

- ・ 3 拠点のイベントを通じた誘客による人的交流を行います。
- ・ 周辺施設を利用する宮ヶ瀬湖周辺地域団体間の連携を深めるため活動団体交流会を開催します。また、地域連携 DMO としての宮ヶ瀬湖周辺 DMO 推進ネットワーク会議等を開催します。

## やまなみセンター本館

やまなみセンター本館は、水源環境の理解促進と周辺地域の活性化のための拠点施設であることから、来訪者及び活動団体等が利用しやすい空間となるよう、取り組みをすすめます。

展望広場 (屋上)	<b>憩いの空間づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 来訪者へ安らぎや憩いの空間を提供するためにプランターによる花壇を設置します。</li></ul>
情報コーナー (2 階)	<b>情報提供、魅力発信の場としての活用</b> <p>3 拠点の連携を強化するため、各拠点の特徴等の情報提供の充実を図り、併せて、周辺自治体及び観光団体情報を発信することが、交流拠点機能としての役割を果たすと考え、別館との機能分担を図りながら次のことに重点的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ パネルを活用した宮ヶ瀬湖周辺の四季及び今昔を紹介します。</li><li>・ 交流拠点機能を生かし、国、県、周辺市町村（相模原市、愛川町、清川村、厚木市）等の地域プロジェクト情報等（リニア建設など）を提供します。</li><li>・ 写真コンクール入賞作品の展示による四季の変化やビューポイントを紹介します。</li><li>・ 宮ヶ瀬湖周辺の活性化事業や動植物等の水源環境理解促進事業などイベント情報を発信します。</li></ul>
展望ホール (2 階)	<b>休憩スペースの提供</b> <p>集団施設地区が見渡せる展望ホールは、誰もが利用しやすい休憩スペースであるため利便性の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 遠足等団体客の雨天時休憩場所として活用します。</li><li>・ 地域イベントと連携した体験教室やクリスマスみんなのつどいにおいて、小さいお子様や高齢者に寒さをしのいで、イルミネーションで飾られたクリスマスツリー等を見物していただくスペースとします。</li></ul>
研修会議室 (1 階)	<b>交流、活動の空間</b> <p>水源地域と都市地域との交流を図ることにより、水源地域の活性化に資するために、各種交流事業、研修会やボランティア等の活動の場として活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工芸等の体験教室、自然体験教室等の開催</li><li>・ NPO 法人、自然保護団体等への貸し出し及び各団体間の連絡調整の場としての活用</li></ul>

シャワー室 (地階)	<b>公園を快適に過ごすサービス提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団施設地区でのランニングやカヌー体験等の利用者の利便性の向上のため、無料での提供とします。</li> </ul>
その他	<b>放送設備の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務室内に設置された放送設備を活用し、利用者の呼び出し、トビや有害虫等の注意喚起、地震や落雷等の災害情報を放送し、利用者の利便性や安全性の向上に努めます。</li> </ul>

## やまなみセンター別館（愛称「ミーヤ館」）

やまなみセンター別館は、集団施設地区（公園等）への導入部に位置し、利用者が最初に訪れる施設です。来館者に、宮ヶ瀬湖周辺地域の施設、交通、観光、イベント、自然情報等を収集し、集中的に発信することにより周辺地域情報のワンストップ化を目指します。また、様々な来訪者の多様なニーズに応えるため、次の機能を設けて提供します。

総合案内・ 利用申請受付	<b>宮ヶ瀬湖周辺の『顔』となるおもてなし</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付カウンターは宮ヶ瀬湖畔地区のイメージづくりに重要な場として捉え、おもてなしの心を持ち、親切、丁寧に笑顔で対応します。</li> </ul> <b>情報共有、問い合わせ対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝礼、連絡ノート等により、職員が常に最新の情報を共有するとともに、利用者の多様なニーズに応じた適切かつ素早い情報提供に努めます。</li> <li>・ 湖や拠点の全体図、宮ヶ瀬湖周辺施設運営状況や各種乗物の運行状況・時刻表など、よく聞かれる情報は目立つところに掲示し、案内業務の効率化を行います。また、タブレット端末を常備し、来訪者の問い合わせに適切に応えます。</li> </ul> <b>周辺施設、道路状況情報の把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風通過後の周辺道路の通行止情報や施設の利用制限等、刻一刻と変化する情報を収集し、最新情報の提供に努めます。</li> </ul> <b>多様なコミュニケーションへの対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害者には、筆談マークを掲示し、コミュニケーションボードを活用し筆談で応じます。タブレット端末へ筆談用アプリの導入を検討します。</li> <li>・ 外国人来訪者には、利便性や回遊性を高めるため、館内で利用可能なフリーW i - f iを運用します。財団が独自で運営しているホームページに、英語版の宮ヶ瀬湖周辺3拠点マップを掲載するとともに受付窓口にも配架します。</li> </ul> <b>車椅子の貸出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や足などに障害がある方が、施設間を移動し公園内を自由に散策できるように車椅子を常備し貸出を行います。</li> </ul> <b>予防、応急処置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害虫であるヤマビルや蚊による媒介感染症を防ぐため、来訪者が自由に使えるよう忌避剤や虫除けスプレー、ポイズンリムーバーを常備します。また、来訪者の怪我や急病に備え、A E Dの設置、</li> </ul>
-----------------	--

	<p>応急セットや冷却グッズ、水分・塩分補給グッズ等を常備します。</p> <p><b>防犯対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの方が来訪されるため、防犯上の観点から開館時は職員が巡回し、日常的に来訪者への声かけ等を行います。また、不審者侵入時の対策として刺又等の防犯グッズを常備します。</li> </ul>
自転車の駅 (休憩コーナー)	<p><b>交流と憩いの空間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードバイク利用者による来訪が増加しており、中継基地としての周辺状況の提供、自転車の点検・修理ができるコーナーとして「自転車の駅」を設けます。また、テーブル、ベンチを設置し、一般の方々への休憩スペースとしても活用を図ります。</li> </ul>
クラフト コーナー	<p><b>宮ヶ瀬の自然にふれる体験</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然豊かな宮ヶ瀬を実感できるクラフトコーナーを運営します。材料は、公園内をはじめ宮ヶ瀬湖周辺地域に落ちている植物の種や実、間伐材、流木等を活用します。季節に応じたキットを製作し来館者に楽しんでいただきます。</li> </ul>
授乳室、幼児用 遊具	<p><b>安全で楽しめる空間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やまなみセンター別館や公園には、お子様や乳幼児を連れた家族連れが多く来訪されます。乳幼児の授乳室を設置し利便性を高めます。また、雨天時にも来館者に楽しんでいただけるよう安全性が高い遊具を設置した幼児用遊具コーナーを設けます。</li> </ul>
売 店	<p><b>地域とニーズに寄り添うグッズ販売</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売店を設け、やまなみグッズを紹介するとともに、地域で活動している作家の作品や工芸グッズ等を販売し、来館者の土産等購入のニーズに応えます。</li> </ul>
自然観察 コーナー	<p><b>宮ヶ瀬の自然、四季を発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮ヶ瀬の四季折々の自然や風景をパネル等で展示します。館内中央付近に設置されているモニュメントで、宮ヶ瀬に生息している野生生物を紹介します。</li> </ul>

- ・その他、地域団体等が中心となり開催される基幹イベント（花火大会、クリスマスイルミネーション）時は、夜間まで開館を延長し、暖かい環境やトイレを提供するとともに、地元と連携し地域の振興を図ります。

## イ 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内の施設を活用し、県民に自然とのふれあいの機会を提供する役割を踏まえ、県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化のための企画・取組の内容について、具体的に記載してください。

### 宮ヶ瀬湖集団施設地区および鳥居原園地

水源地域にある自然公園としての良好な景観を保全し、県民が自然と親しむ場を創出するとともに、地域振興と地域活性化を図るよう、取り組みを進めます。

<b>集団施設地区</b>	<b>スポーツ、遊び体験の場としての活用</b> ・芝生地でのレイクスports等のイベント利用や休憩や食事・散策などに利用されています。来訪者へは遊びの提案として遊具（ボール、バドミントン等）の貸し出しを行い遊べる空間として活用します。
<b>親水池</b>	<b>安らぎの場を提供</b> ・リラクゼーションの場として、自然観察、カヌー教室等を開催します。
<b>野外音楽堂</b>	<b>活動発表の場</b> ・野外コンサート、演奏会、踊り等の練習や発表会の場として利用してもらい、活性化に結びつけていきます。 <b>雨天時の活用</b> ・遠足等で来園した団体等に対し、雨天時の昼食場所としても活用します。
<b>及沢 ビオトープ他</b>	<b>自然観察、体験活動場所としての活用</b> ・自然公園として恵まれた自然を生かし、生物多様性に配慮し適正に維持管理するとともに、園内の昆虫、動植物等の自然観察会やガイドツアーの実施にあたっては、自然観察の NPO 法人と協働で行い、NPO 法人の活動場所を提供するとともに支援を行っています。
<b>小中沢多目的 広場</b>	<b>健康づくり、生涯スポーツの場</b> ・駐車場に隣接している芝生地に、グラウンド・ゴルフ利用が可能な 8 ホールのコースを設置し、生涯スポーツとして、また未病対策として活用を図ります。
<b>グラス スライダー</b>	<b>自然を体感するアトラクション</b> ・首都圏最大級の人工芝ゲレンデをそりで滑走するアトラクションです。他では体験できない遊具であることから来訪者への広報を通して集団施設地区の魅力を発信します。
<b>小中沢駐車場</b>	<b>持ち込みイベントによる利用促進</b> ・利用料金施設として運営するとともに駐車場の一部を活用した外部イベント等を誘致・開催することにより新たな客層の取り組みを行い、利用者促進を図ります。
<b>小川、ジャブジ ャブ池</b>	<b>小川を活かした水遊びの場</b> ・夏には、子ども達の水遊びでにぎわう小川や、ジャブジャブ池において、職員のアイデアで、シャワーや噴水を設置します。

<p><b>鳥居原園地</b></p>	<p><b>景観と憩いの空間づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段状にドウダンツツジが植栽されており、花や紅葉を楽しみながら散策ができます。宮ヶ瀬湖周辺地域で随一の景観を得ることができ、休憩場所としてベンチ等の設置を行います。</li> </ul> <p><b>社会貢献の場を提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の高等学校が植樹を行い、社会貢献の場としても利用されていることから、さらに拡充を図ります。</li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<p><b>施設を活かした体験の提案、周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から子ども達の遊び場を求められていることから、グラスライダー、こどもひろば（アスレチック）、小中沢多目的広場でのグラウンド・ゴルフ等、施設の周知を行うとともに貸出遊具の提供や独自事業としてレイクスportsの促進等により複数の遊びを提供していきます。</li> </ul>

**ウ カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組**

カヌー場施設の特性を最大限活かした、競技人口の拡大、競技者の育成及びカヌー競技（ボート競技を含む）に対する県民への普及啓発についての企画・取組内容を具体的に記載してください。

**カヌー場**

カヌー競技人口の拡大のためには、カヌーに触れ体験できる機会の拡大が重要となります。当財団は、集団施設地区内にある親水池で初心者を対象としたカヌースクールを開催し、令和元年度は約 500 人の利用がありました。この他に、親水池では県内小学校、ボーイスカウト、スポーツクラブ、自治体等の団体利用があります。

親水池で技術を習得した利用者が本湖での競技者へと繋がるよう、集団施設地区（親水池）とカヌー場の一体管理の利点を活用した取り組みを推進します。

<p><b>競技人口の拡大</b></p>	<p><b>積極的な勧誘</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者団体のリピート率を上げるために、ダイレクトメールを発送します。当財団が運営管理する宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館には、県内小学校の約 4 割（300 校）が来館しており、このような団体にも受け入れ体制を検討しながら積極的に勧誘を試みます。</li> </ul>
<p><b>県民への普及啓発</b></p>	<p><b>レンタルカヌー事業をととした普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団独自事業として、カヌー場においてカヌーを持たない方にも楽しんでいただけるようにレンタルカヌー事業を行っており、参加者に対しアンケート調査を実施し、利用者の意見を事業内容に反映し、利用者増を図っていきます。</li> <li>・水面に近づくカヌーの楽しさを手軽に体験するために、E ボートを導入しており、水面からの自然景観や自然観察を家族連れでも楽しんでいただけます。</li> </ul>

<p><b>競技者の育成</b></p>	<p><b>競技会等への運営補助協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カヌー場では、高校総体や国体の予選が開催され、これらは神奈川県カヌー協会により運営されていますが、競技会開催にあたり、運営補助として、財団職員が協力し安全管理に配慮しています。</li> </ul> <p><b>競技団体への後援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖面に設けられたボートコースでは、NPO 団体による競技会等が開催されており、一般を対象とするイベントも実施しています。財団で団体を後援することにより活動を支援しています。</li> </ul> <p><b>教室の開催、指導者育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カヌーの楽しみを知った利用者に対し、NPO 法人と協力し、より高い技術の習得を目指す教室の開催を進めるとともに指導者の育成にも取り組みます。</li> </ul>
<p><b>情報発信</b></p>	<p><b>ホームページの活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団ホームページにカヌー場の施設概要や、地図情報、利用状況、イベント開催状況等を掲載するとともに、財団の広報を活用した普及啓発に取り組みます。</li> </ul>
<p><b>適切な管理運営</b></p>	<p><b>公平な利用調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの方々の利用が円滑に、また、公平になるよう利用調整を行います。</li> </ul> <p><b>利用時の指導、助言</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用にあたっては、利用日の水位、気象、湖面状況等を把握し、利用者に適切なアドバイスを行うとともに指導・助言を行います。</li> </ul> <p><b>利用者への情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当財団は、国のダム管理事務所から宮ヶ瀬ダム管理支援業務（施設管理）を受託しており、週3回湖内を巡視し、湖の状況を点検し、湖内での危険箇所の発生、自然状況（カワウの生息状況、植物の開花、鹿の出没等）等をダム管理事務所に報告しています。こうした業務を通して得られた流木やゴミ等の情報をカヌーやボートの利用者にも提供し、安全で快適な利用を促進します。</li> </ul>
<p><b>知名度アップ</b></p>	<p><b>オリンピック、パラリンピック事業等への協力体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県は、令和3年（2021年）に開催が延期される東京オリンピックのカヌー競技の事前キャンプ地として名乗り出ていますので、財団として協力体制を確保するとともに競技者に対し、施設周知を図り、利用促進を図ります。</li> </ul>

## エ 施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

利用促進のために行う事業等の内容が施設の設置目的と合致し、サービス向上につながる取組内容を具体的に記載してください。

### 自主事業

#### ○多目的広場の活用（グラウンド・ゴルフ利用）



小中沢園地の多目的広場を活用し、グラウンド・ゴルフ利用を可能としました。通常利用の他、年に一度、「清川村長杯」と銘打ったグラウンド・ゴルフ大会を清川村と共催で開催しています。厚木市グラウンド・ゴルフ協会の進行協力のもと、相模原市、愛川町、清川村、厚木市などから150名もの参加があります。

#### ○休憩スペース等の設置

やまなみセンター別館（愛称「ミーヤ館」）は、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光・交通・イベント等の情報を集中管理するとともに、3施設の利用承認を行うなど、ワンストップサービスを提供する総合窓口としての機能を備えます。また、ロードバイク愛好者の情報交換の場・休憩スペースとして自転車の駅を設置しています。



来訪者の利便性を高めるため、やまなみグッズを紹介するとともに、気軽に飲食ができるよう自動販売機を設置し、アイスクリームやホットドッグ等の軽食や飲料水を提供します。

○宮ヶ瀬こども観光大使になろう

事業目的

宮ヶ瀬湖周辺地域の魅力を体験・発信していただくため、宮ヶ瀬について多面的に楽しみながら学ぶことができる1泊2日の体験学習バスツアー「宮ヶ瀬こども学校」を開催します。参加者は「宮ヶ瀬こども観光大使」に任命し、SNSや口コミにより宮ヶ瀬の魅力発信に努めていただくものです。

開催時期 夏休み期間の土日 1泊2日

対象 小学生（小学3年生～6年生）とその保護者

参加人数 10組 20名程度

カリキュラム（案）

【一日目】

- 宮ヶ瀬こども学校長のお話し
- 清川村長のお話し
- 宮ヶ瀬小・中学校PRタイム
- レクリエーション（自己紹介とゲーム）
- 「ミーヤ館」で木の実クラフト体験
- 「ミーヤ館」見学
- 水とエネルギー館見学とお話し
- 宮ヶ瀬ダムの見学（内部見学含む）
- ロードトレイン愛ちゃん号乗車
- 工芸工房村で伝統工芸体験
- 清川村青龍祭の見学
- 湖畔園地で星空観望会

【二日目】

- 宮ヶ瀬湖畔園地の昆虫と植物観察
- 親水池でカヌー体験
- 遊覧船ミーヤ丸遊覧コース乗船
- 鳥居原ふれあいの館でうどん作り体験
- 宮ヶ瀬ダム観光放流の見学
- 終了式（アンバサダー任命式）



上…バンダナの藍染め体験  
左…宮ヶ瀬湖畔園地の昆虫観察  
下…星空観望会（天体ドーム）



下…ダム監査廊内のモノレール乗車体験



上…親水池でカヌー体験  
右…意見発表の様子



# アクティビティの充実

## ○遊覧船ミーヤ丸の運航

遊覧船ミーヤ丸は正式名を「みやがせ 21」といい、平成 11 年 3 月、宝くじ協会の助成により建造されました。30 分をかけて宮ヶ瀬湖の自然の景観を楽しむ「遊覧コース」と 3 拠点を結ぶ「シャトルコース」を運航します。3 拠点での乗降ができるため広域的交流とともに交通手段としてのサービス向上を図ります。

平成 29 年度には、地方創生推進交付金を活用してデザインの一新、バリアフリー化を図るとともに、オーバーホールも実施しました。



遊覧船ミーヤ丸

### 遊覧船「ミーヤ丸」

3エリアを結ぶシャトル船及び宮ヶ瀬湖の景観・自然環境を水面から遊覧できる「ミーヤ丸」にご乗船ください。

シャトルコース

**コース及び料金**

宮ヶ瀬→ダムサイト (10分間)  
往復: 大人1,000円 片道: 大人600円 (子供半額)

宮ヶ瀬→鳥居原 (7分間)  
往復: 大人600円 片道: 大人400円 (子供半額)

ダムサイト→鳥居原→宮ヶ瀬 (20分間)  
片道のみ: 大人600円 (子供半額)

遊覧コース

宮ヶ瀬航路 30分コース: 大人1,200円 (子供半額)  
幼児100円 (全コース1回)  
※団体割引あり

**データ**

定員: 82名      駆動装置: プロペラ2基  
エンジン: 4000cc 140馬力×2基      総トン数: 19トン  
速力: 14.12ノット      船の幅: 4.5m  
船体: アルミ合金      運行開始: 平成11年4月  
船の長さ: 16.6m      (平成30年4月リニューアル)

予約: 案内・お問合わせ先 / 遊覧船案内所 TEL: 046-288-3821  
または 企画課 TEL: 046-288-3434

### 遊覧船 (ミーヤ丸)

シャトルコース:

宮ヶ瀬 ⇄ ダムサイト  
大人往復1,000円 / 片道600円 (子供半額)

ダムサイト → 鳥居原 → 宮ヶ瀬  
大人片道のみ 600円 (子供半額)

鳥居原 ⇄ 宮ヶ瀬  
大人往復600円 / 片道400円 (子供半額)

宮ヶ瀬航路の遊覧コース:  
30分コース: 大人1,200円 (子供半額)  
※遊覧コースは不定期です。  
幼児100円 (全コース1回)

**ご注意・ご案内**

- 1回目は、鳥居原発の宮ヶ瀬湖行きになります。
- 船由便への乗船は、従業員にお尋ね下さい。
- 鳥居原からの乗船は、隠れた枝橋の案内所で精算していただきます。
- 天候状況や安全点検により運航中止になる場合があります。あらかじめご了承下さい。

時間	通常時の遊覧船時刻表 (平日運休)				繁忙期の遊覧船時刻表 (平日も運航)				冬季の遊覧船時刻表 (平日運休)			
	遊覧	ダムサイト行	鳥居原行	宮ヶ瀬行	遊覧	ダムサイト行	鳥居原行	宮ヶ瀬行	遊覧	ダムサイト行	鳥居原行	宮ヶ瀬行
9			50				50					
10	50	15		30	55	15		35	50	20		35
11		25		40		35		55		30		45
12	35				40				35			
13	45	15		30		20		40	45	15		30
14		20	50	35		00	40			20		35
15	20	55		05	20	55		00	00			15
16				10				25				30

## ○ロードトレインミーヤ号の運行

宮ヶ瀬湖畔園地内を周遊する蒸気機関車型の乗り物です。園地内に 6 か所の停留所を設置し、車椅子でも乗降可能なため多くの方が移動手段として活用できます。車内アナウンスでは観光情報とともに水源地域ならではの風景や見どころを案内し利用促進を図ります。「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」期間中はジャンボクリスマスツリーを間近で見るナイト運行も毎年人気です。



ロードトレインミーヤ号

### ロードトレイン「ミーヤ号」

湖畔エリア内6か所に停留所を設け、園地内を一周できます。エリア内の各施設や遊覧船へのアクセスにご利用ください。

**コース及び料金**

走行ルート: 全長 4km  
料金: 大人300円 / 子供200円  
幼児100円  
※団体割引あり

**データ**

エンジン: 3000ccディーゼル  
ブレーキ: 機関車ディスク方式  
客車: トラム方式  
速度: 最大速度30km/時  
乗員: 4名乗客(乗客3名)  
全長: 約22.35m  
製造: 積道 5段

整備能力: 20%  
乗車定員: 81名 (車椅子計6台)  
搭載: 客車全乗降車  
椅子台2台搭載  
回転半径: 5.7m  
製造会社: ニッサン(牽引車)  
運行開始: 平成19年11月

※お問い合わせ先 / みやがせミーヤ丸 TEL: 046-288-3600

●大人=中学生以上 ●子供=小学生 ●幼児=4歳以上の未就学児 (3歳以下の幼児は無料) ●団体=15名以上

## OSUP・Eボートの活用

Eボート（10人乗りのゴム製大型カヌー）やSUP（スタンドアップパドルボード）による「遊び・アクティビティ」を充実させるため体験教室を開催します。湖面から自然環境を楽しみながらスポーツ体験できる環境により、地域の活性化や水源環境理解促進を図ります。



Eボート(10人乗りのゴム製大型カヌー)



SUP(スタンドアップパドルボード)

## ○セグウェイツアー、セグウェイ・インモーション体験乗車

最先端の電動立ち乗り二輪車である「セグウェイ」と、小学生も利用できる「インモーション」により、宮ヶ瀬湖集団施設地区周遊ツアーや体験乗車会を定期的で開催します。首都圏最大級の宮ヶ瀬ダムによって誕生した宮ヶ瀬湖の魅力を、より一層、体感していただくことにより、広域圏からの誘客やリピーターの増加などによる地域の活性化や水源環境理解促進を図ります。



セグウェイ

## 園地を利用したイベント等

### ○天使の羽の設置

春の大型連休に、多くの集客をいただくための特別イベントとして、宮ヶ瀬湖を見下ろす園地内に「天使の羽根」を設置し記念撮影の場として提供します。幅広い年齢の方々にも宮ヶ瀬の景観等を体感いただき、SNSから発信を行ってもらうことで周辺地域の活性化を図ります。

画像をSNSにアップした方には、オリジナル「ミヤマ君ボールペン」を贈呈します。



## 利用促進のための取り組み

### ○特割チケットの発行

冬季における宮ヶ瀬湖畔園地の来客数は12月の「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」を除き、1月、2月とも2千人に満たない状況です。このため、1月から3月の冬季期間を対象に、来訪者と収入の増を目的として、宮ヶ瀬湖畔園地の乗物（グラスライダー、ロードトレインミヤマ号、遊覧船ミヤマ丸及びインモーション体験乗車）を対象にした特別割引チケットを発行します。



### 価格設定の例

アクティビティ	大人	こども
グラスライダー	500 円	500 円
ロードトレインミーヤ号	300 円	200 円
遊覧船ミーヤ丸（遊覧コース）	1,200 円	600 円
インモーション（5分）	300 円	200 円
計	2,300 円	1,500 円
<b>特別割引チケット</b>	<b>1,200 円</b>	<b>600 円</b>

## その他の取り組み

### ○カヌースクールの開催

初心者が気軽にカヌー体験ができるよう、「親水池カヌースクール」「宮ヶ瀬湖カヌースクール」を開催しています。初心者や水に恐怖がある方は、水に慣れるためにも「親水池カヌースクール」を受講し、その後に「宮ヶ瀬湖カヌースクール」を受講する仕組みとしています。カヌー体験のハードルを下げ、初心者気軽にカヌーを体験してもらい、競技人口の拡大、競技者の育成に繋げ、カヌー競技等の振興を図ります。



### ○別館クラフトコーナー運営、グッズ販売

自然豊かな宮ヶ瀬を実感できるクラフトコーナーを運営します。材料は、公園内をはじめ宮ヶ瀬湖周辺地域の植物の種や実、間伐材、流木等を使用します。また、季節に応じたキットを製作し、来館者に楽しんでもいただけるよう提案します。



売店を設け、地域で活動している作家の作品や工芸グッズ等を販売し、来訪者の土産購入のニーズに応えます。

### ○宮ヶ瀬湖シャトルバス運行

宮ヶ瀬湖は1市1町1村にまたがり、それぞれ特色のある3つの拠点で構成されています。しかし、拠点間を移動できる公共交通機関はなく、自家用車以外での来訪者が3拠点を移動し楽しんでいただくのは難しい状況です。



来訪者が1日を通して、異なるエリアを訪れ楽しんでいただけるよう、GW等の繁忙期に当財団が独自にシャトルバスを運行します。

シャトルバスの利点としては駐車場満車による移動時間ロスの減少、水源地域としての環境対策、自家用車以外での来訪者の利便性の向上があげられます。

オ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の年度の目標施設利用者数を次の(ア)から(ウ)について設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

(ア) やまなみセンター（本館・別館） 施設利用者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設利用者数	252,730人	256,770人	260,880人	265,050人	269,290人

(イ) 集団施設地区等

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設利用者数	418,400人	425,100人	431,900人	438,810人	445,820人
(けやき広場)	269,750人	274,070人	278,460人	282,920人	287,450人
(ヒメツバ広場)	3,870人	3,930人	3,990人	4,050人	4,110人
(野外音楽堂)	730人	740人	750人	760人	770人
(親水池)	3,140人	3,190人	3,240人	3,290人	3,340人
(ガラスタワー)	6,170人	6,270人	6,370人	6,470人	6,570人
(多目的広場)	10,040人	10,200人	10,360人	10,530人	10,700人
(鳥居原ふれあいの館)	124,700人	126,700人	128,730人	130,790人	132,880人

(ウ) カヌー場 施設利用者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設利用者数	4,480人	4,550人	4,620人	4,690人	4,770人

<設定の考え方>

指定管理前の「平成27年度実績」と、「第一次指定管理期間のうち平成27年度を超える年度（29年度、30年度）の平均値」との増減率（101.6%）を想定しました。

直近の実績値である令和元年度実績に、この伸び率を乗じて得た値を利用目標とします。なお、やまなみセンター別館（愛称「ミーヤ館」）は、H28からの開館であり指定管理前とは比較できないため、集団施設地区、カヌー場の増減率を用いて計算しました。

## カ 現状分析・課題把握

### 現状の分析や課題の把握

第1期指定管理期間の運営について現状分析を行い、その上で課題を列挙し、その課題を解決していくための取組について、具体的に記載してください。また、令和3年4月以降、自己の取組について検証・改善していくような具体的な体制整備と、自己の創意工夫による事業成果等を報告できる体制について具体的に記載してください。

## 第1期指定管理期間の運営について現状分析

第1期の指定管理期間においては、3施設（やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地、宮ヶ瀬湖カヌー場）を一体的に管理することにより、各施設の設置目的、特徴、機能等を活かしつつ、施設間の相互連携によって、効果的かつ効率的な運営を図りました。

<b>3施設の一体的な利用</b>	<p><b>カヌーを活用した事業での施設間連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 集団施設地区の親水池を使用したカヌースクールで入門コースを終了した後、宮ヶ瀬湖カヌー場でレンタルカヌー等によりカヌー技術の向上を図るなど、施設間の連携した利用が円滑に実施できました。</li></ul> <p><b>イベント会場としての施設間連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ マラソン大会など大規模なイベントでは、集団施設地区のけやき広場をメイン会場とし、やまなみセンターを救護所・休憩施設（トイレ、更衣室、シャワー）、野外音楽堂やカヌー場は荒天時の緊急避難場所とし、集団施設地区内の小中沢駐車場を参加者の駐車場とするなど、一体的な利用が円滑に実施できました。</li></ul> <p><b>自然資源を活かした施設間連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 集団施設地区内にある多種多様な樹木の種子、園地内で伐採した枝や、カヌー場で撤去した流木等の自然資源を集積し、やまなみセンター別館のクラフトコーナーで使用することで、楽しみながら自然学習機会を提供するなど、異なる施設間の連携が円滑に実施できました。</li></ul>
<b>3施設の効率的な維持管理</b>	<p><b>作業ノウハウ、資機材の共有による効率化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 年間を通じて、広大な面積の草刈り、除草、剪定や落葉の清掃、植栽、野生動物の糞の除去、除雪や豪雨後の小規模修繕等が発生します。3施設を一体的に維持管理することにより、作業用の資機材の共用、管理ノウハウの蓄積や活用等を図ることができました。</li></ul> <p><b>園地管理員による効率的な管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 3施設の維持管理を一体的に実施することで、季節変動や気象状況、イベント計画などに応じた園地管理員の機動的な配置や連携作業が可能になり、効果的かつ効率的な施設管理を図ることができました。</li></ul>
<b>自主事業や地域と連携した一体的な指定管理</b>	<p><b>施設、観光資源、地域の魅力を発揮した事業連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宮ヶ瀬湖周辺の3施設（やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地、宮ヶ瀬湖カヌー場）では、指定管理業務のほか、自主事業として、ロードトレイン（ミーヤ号）、遊覧船（ミーヤ丸）の運行、セグウェイ（電動立乗二輪車）等を実施しています。また、ダム工事に伴い移転した人たちのための宮ヶ瀬ふるさとまつり（花火）、クリスマスイルミネーションなどが地域の人々により実施されています。これらは、3施設の一体的な指定管理により円滑な実施が可能となったものです。</li></ul>

## 課題と解決への取り組み

### 課題① 来訪者数の増加

観光ダム日本一とされている宮ヶ瀬ダムですが、宮ヶ瀬湖周辺3拠点の年間来訪者数は、平成19年の約198万人をピークとして、長期的には漸減傾向です。宮ヶ瀬湖周辺3施設（やまなみセンター、集団施設地区等、カヌー場）においても、漸減傾向は同様で、第1期の指定管理期間の初年度の平成28年度の来訪者数は約155万人でしたが、令和元年度は約143万人に留まっていることから、「来訪者数の増加」が課題です。

#### 【解決のための取組】

インスタグラムやツイッターなどを活用した広報の実施、DMO事業として実施している広域的なクーポンの配布、企業や団体等と連携した魅力的なイベントの実施など、新たな方法により集客促進に取り組みます。

### 課題② 法人経営の改善

宮ヶ瀬湖周辺3施設（やまなみセンター、集団施設地区等、カヌー場）の運営は、県の指定管理料だけでなく、遊覧船等の財団独自の収益事業、駐車場等の利用料金収入を合算して予算措置を行っています。しかし、来訪者数の減少に伴い、収入が減少傾向にあるため、「法人経営の改善」が課題です。なお、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント等の中止や県民利用施設の閉鎖、乗物等の全面運休などを実施していることから、法人経営は一層厳しくなっています。

#### 【解決のための取組】

新型コロナウイルス感染の動向を踏まえ、集客イベントの復活、遊覧船やロードトレイン等による収益の確保等に取り組みます。併せて、財団として、一層の経費の見直しを進めます。

### 課題③ 水源地域にふさわしい施設管理

宮ヶ瀬湖周辺施設の運営にあたっては、水源地域として湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきました。このため、国・県・市町村、団体等との協力と連携のもと、県民の水がめとして重要な水源地域の理解促進のための啓発とともに、地域の活性化に努めるなど、「水源地域にふさわしい施設管理」が課題です。

#### 【解決のための取組】

植樹、適切な剪定、清掃などにより自然環境や景観の維持・保全を図るとともに、野鳥や昆虫などの動植物の観察会、レイクスポーツ、各種イベント等により、来訪者が宮ヶ瀬の自然環境を楽しめるような取り組みを進めます。

## 検証及び改善のための体制、事業成果の報告体制

<p style="text-align: center;"><b>経営改善会議</b></p>	<p>■ 検証及び改善のための体制 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団運営及び経営全般にわたる状況の報告、原因や課題の検討、改善のための対応措置や創意工夫等について、財団の主要職員により設置する「経営改善会議」において、指定管理に係る諸課題及びその改善について検討し決定します。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>課長会議</b></p>	<p>■ 事業成果の報告体制 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設ごとの利用者数、遊覧船等の各種収益事業や利用料金施設の収入金額、主要イベントの運営等について報告、検討するため、毎月、財団の主要職員により開催している「課長会議」において、事業成果の報告及びその課題と改善について検討し決定します。</li> </ul>

### (2) 一体的に運営することにより可能となる利用促進のための企画・取組

#### ア 3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組

3施設の設置目的、特徴、機能等を活かしつつ、一体の施設として効果的かつ柔軟に連携させた運営により、宮ヶ瀬湖周辺施設の新たな魅力を創出し、周辺地域への来訪者数の増加を図るための企画・取組の内容について、具体的に記載してください。また、新規イベントや民間事業者・団体等のイベントとの連携についても記載してください。

### 利用促進のための企画・取組

3施設の設置目的、特徴、機能等を活かしつつ、一体の施設として効果的かつ柔軟に連携させた運営により、宮ヶ瀬湖周辺施設の新たな魅力を創出し、周辺地域への来訪者数の増加を図ることができます。

### イベント関係

- ① 3施設を連携させることにより、複合的なイベントを開催します。
  - ・ 集団施設地区内の親水池を使用したカヌースクールでカヌーに触れ、魅力を知り、更にカヌー場で開催されるカヌースクール等に参加し、カヌー技術の向上を図ります。
  - ・ Eボートを使用し、宮ヶ瀬湖に漕ぎ出し、カヌースポーツの楽しさにふれると同時に、湖面からの自然公園の景観、水際の自然観察を楽しんでいただきます。
- ② 宮ヶ瀬湖畔園地でのマラソン大会では、園地内のけやき広場をメイン会場とし、選手や応援の方などやまなみセンターを救護所・休憩施設（トイレ、更衣室、シャワー）で利用するとともに、野外音楽堂やカヌー場は荒天時の緊急避難場所、小中沢駐車場（集団施設地区）を参加者の駐車場として利用しており、こうした施設間の相互連携によって、大規模な地域活性化イベントの円滑な運営・開催を行います。
- ③ 企業や外部団体に3施設の機能等を積極的に広報し、3施設を一体的に活用してもらう大

規模イベントの誘致に努めます。

- ④園地で行うレイクスポーツ体験や自然観察会などのイベントでは、やまなみセンター研修会議室を使用して事前講義などを行い、集団施設地区において体験会を実施します。
- ⑤やまなみセンター別館（愛称「ミーヤ館」）で運営するクラフトコーナーで使用する材料の入手については、園地内で伐採した枝や、カヌー場で撤去した流木等の自然資源の再利用を図ります。
  - ・園地管理職員の協力により、集団施設地区内にある多種多様な樹木の種子を集積し、やまなみセンター別館のクラフトコーナーで使用することで、楽しみながら自然学習機会を提供します。
- ⑥ クリスマスイベント時に、やまなみセンター本館に併せ別館を夜間も開館し、館内を利用したクリスマス関連のイベントを開催し利用客の増加を図ります。

別館は商店街の一角に立地しており、利用者も多いことから、地域情報はもとより3施設の利用方法等の情報を一元提供し、各施設の利用者増にもつなげます。

## 施設関係

- ①集団施設地区内で、遊んだり、カヌー等の運動をした後、やまなみセンター本館のシャワーを使用して汗を流すなど、相互利用で利用者の利便を図ります。
- ②小学校等の遠足等で、自然観察中に雨に降られた場合に、やまなみセンター本館の展望ホール等を避難場所として利用することができます。
- ③やまなみセンター別館の自転車の駅の利用者が、やまなみセンター本館のシャワーを使い、疲れを軽減することができます。
- ④集団施設地区来訪者に、別館の授乳室を案内し、利便性向上を図ります。

## 広報関係

やまなみセンター別館（愛称「ミーヤ館」）は水の郷商店街に隣接し、集団施設地区(公園等)への導入部に立地していることから、多くの利用者が最初に訪れる施設です。また多くの利用者は3施設を含む全体を「宮ヶ瀬」として捉えています。このことから、3施設が個別に施設紹介を行うのではなく、やまなみセンター別館（愛称「ミーヤ館」）に設けられる総合案内機能を活用しワンストップで情報を提供することにより、効率化と利用者の利便性の向上を図ります。

## 活動団体交流会

宮ヶ瀬湖周辺で活動している団体や企業の交流、連携、情報交換を目的として、異種団体の交流会を開催します。この交流会を通して、3施設を活用した協働イベント等の開催を促し、利用促進を図ります。

## 一体化のための連絡網の整備

宮ヶ瀬湖周辺地域は公共交通網が十分に整備されていないため、3拠点、3施設の利用者への利便性の向上、連携強化のために、拠点・施設間を連絡する移動手段として遊覧船を運航するほか繁忙期には、無料のシャトルバスも財団の独自事業として、運営管理し、宮ヶ瀬湖周辺の利便性の向上を図っています。

## 新規イベントや民間事業者・団体等のイベントとの連携

### (仮)♡恋する宮ヶ瀬♡ -バレンタインを楽しむ WEEK-

**趣 旨** 冬季における宮ヶ瀬湖畔園地の来客数は12月の「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」を除き、1月、2月とも2千人に満たない状況です。

平成30年度から「アクティビティ特割チケット」の発行を行い、冬季閑散期の来訪者増に取り組んでいますが、今後、更に積極的に来訪者増を図るとともに、冬でも元気で魅力的な宮ヶ瀬の魅力発信を行うため、地域の民間事業者や団体等と連携し、バレンタインデーを含む日程で魅力的なイベントの開催を計画するものです。

**実施時期** 2月14日のバレンタインデーと直近の土日を含む約1週間程度

※令和4年であると、2月8日(火)～2月14日(月)

**実施場所** 宮ヶ瀬湖畔園地周辺

#### 実施内容の例

##### ○フラッシュモブ (TVK あっぱれ! KANAGAWA 大行進等と連携依頼)

プロポーズを予定している人が、パートナーと共に園地のライブイベントを訪れます。ダンサーが踊っている所に、突然、飛び入り参加して踊り出し、その後、パートナーに告白を行うイベントで、一般の観客の方にも感動を与えるものです。この様子を

「TVK あっぱれ! KANAGAWA 大行進」で取材・放映して頂く、または、ニコニコ動画等で配信するものです。



##### ○30歳以上限定バレンタイン出逢いのバスツアー (小田急トラベルとの共催)

日帰り入浴、星空観望(冬は星が良く見える)、ダムレストランでダム貯蔵酒とミニライブの夕食、また、ダム内部見学会など宮ヶ瀬の魅力が詰まったバスツアーを開催するものです。募集が難しいなら、カップル参加とします。

##### ○熱々カップル真冬のかき氷早食い選手権

冷え込む宮ヶ瀬の冬にあえてかき氷早食い大会を実施するものです。パパママが参加して子供が応援する家族チームの部も…

##### ○熱々カップルインスタ選手権

宮ヶ瀬湖畔園地周辺で撮ったカップルラブ写真をInstagramにアップし、人気投票を行うもので、最優秀には景品を贈呈するものです。

##### ○熱々カップル限定“特割”チケットの販売

カップルで使える特別割引チケットを発行するもので、有効期間は1月～3月とします。

##### ○宮ヶ瀬水の郷商店街バレンタインメニューの提供

ハート型のハムカツ、ハート型目玉焼きが載った口コモコ丼、二人で飲めるハート型ストローの飲み物などの提供を行うものです。

※実施に当たっては、宮ヶ瀬水の郷観光協会、小田急電鉄株式会社、テレビ神奈川、神奈川新聞、相模原市観光協会、厚木市観光協会、リコージャパン等の共催・協力等を検討する等とイベント実行委員会を立ち上げ、実施イベント内容や役割分担等を協議して進めたいと考えています。

※この企画における「カップル、パートナー」にはLGBTQを含むとともに年齢も制限はしません。(一部のイベントはイベントコンセプトにより制限を加える場合があります。)

**イ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の自主的な企画事業の目標参加者数について設定し、設定の考え方も併せて記載してください。**

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自主的な企画事業参加者数	45,640人	46,640人	47,640人	48,640人	49,640人

＜設定の考え方＞

宮ヶ瀬湖周辺地域では、様々な主体による事業が展開されています。この中には清川村や地元商店街が中心となり実行委員会方式等で実施されるクリスマスイベントやふるさとまつり（花火）などがありますが、財団が主体となって行う自主的な企画事業としては、みやがせフェスタ等の大規模イベント事業、自然観察会や体験教室などの中・小規模企画事業があります。

○目標値を設定するにあっては、こうした財団が主催し、利用者アンケート等利用ニーズを反映する等工夫を凝らし、見直し・改善を行うことができる企画事業を対象としました。

○事業内容としましては、宮ヶ瀬湖周辺3拠点ごとに、豊かな自然や季節を感じることできる、みやがせフェスタ、地域活性化事業として、郷土工芸、郷土料理、農林体験等を利用した小規模イベントの体験教室、水源環境理解促進事業として、流木や木の実を利用したクラフト教室、宮ヶ瀬湖周辺地域に生息する動植物の観察会等を開催していきます。

## 自主的な企画事業

### 1) 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化事業

#### ①大規模事業

宮ヶ瀬湖周辺3拠点において、季節ごとにレイクスports等の体験を中心とした自然を感じながら身体を動かして健康を維持するとともに、地域エリアの食を楽しむことのできるもので、周辺地域の方はもとより、交通アクセスの整備により広域圏からの誘客の取り組みを行い参加者増に結びつけていきます。また、冬季閑散期の来訪を促進するため、バレンタインをテーマにしたイベントを実施します。

内 訳			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
月	会 場	内 容					
4	宮ヶ瀬湖畔園地	みやがせフェスタ春	11,000人	11,500人	12,000人	12,500人	13,000人
9	県立あいかわ公園	みやがせフェスタ夏	20,000人	20,500人	21,000人	21,500人	22,000人
11	鳥居原園地	みやがせフェスタ秋	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人
2	宮ヶ瀬湖畔園地	恋する宮ヶ瀬-バレンタインを楽しむWEEK-	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人
小計(4件)			44,000人	45,000人	46,000人	47,000人	48,000人

開催にあたっては、財団が主体となり、国・宮ヶ瀬湖周辺市町村の後援を受け、地域の観光協会、商工農林業団体、民間交通機関等の協力を得て開催していきます。

### ①小規模事業

人と自然、都市と地域の交流を目指して、地域観光協会、NPO法人、地域技能者と連携し、郷土工芸、伝統文化等の活用など効果的な事業展開を図り、参加者増につなげます。

内 訳			人 数	計(年間)
会 場	回 数	主な内容		
宮ヶ瀬湖畔園地	年1回	農林体験	各40人	40人
工芸工房村	年3回	郷土工芸体験	各40人	120人
鳥居原園地	年4回	郷土文化・料理・アウトドア体験	各40人	160人
計	8回			320人

## 2) 水源環境理解促進事業

### ① 自然観察会等

水源地に足を踏み入れ、自然に親しみながら、自然の大切さや水源地保全の重要性を理解する事業を実施することといたします。

講師等は周辺地域で活動する団体と連携し行います。

内 訳			人 数	計(年間)
会 場	回 数	主な内容		
宮ヶ瀬湖畔園地 ・鳥居原園地	年7回	星空体験会、流木工作教室ほか	各40人	280人
	年1回	農林体験	200人	200人
計	8回			480人

### ②体験事業等

人と自然、都市と地域の交流を目指して、集団施設地区をメイン会場として自然に触れ、水源環境の理解促進を図るために、リピーターに繋げる事業を実施していきます。

またイベント以外に園地内で活動する民間企業や高校等の支援を図る他、宮ヶ瀬湖憲章の普及啓発、来訪を呼びかける広報を図っていきます。

内 訳			人 数	計(年間)
会 場	回 数	主な内容		
宮ヶ瀬湖畔園地 ・鳥居原園地	年9回	生き物観察会、動植物クラブ体験など	各40人	360人
宮ヶ瀬湖畔園地	年12回	花の日(毎月)	各40人	480人
計	21回			840人

### (3) 広報、PR活動

#### より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

事業内容や対象者等に応じた広報について、その手法や媒体、時期頻度等を具体的に記載してください。

神奈川県をはじめ、国、周辺市町村、地元関係団体、各公共施設管理者等と連携・協調し、周辺情報の集約に努め、次のとおり各種広報手段を用いて、積極的に情報を発信していきます。

### 観光情報やイベント情報の発信

宮ヶ瀬湖周辺の観光情報やイベント情報について、関係団体や地域活動団体との連携・協調により、相互に積極的な情報発信に努めます。



#### ○小田急線駅張りポスター

小田急電鉄と協調し、相模大野管区各駅にイベント情報を掲載します。(月1回)

小田急線相模大野管区の駅に張られるA1版ポスター

#### ○ガイドブックやパンフレットの作成・配布

宮ヶ瀬湖周辺のガイドブックや乗り物案内等のパンフレットを作成・印刷し、イベント時の配布や受託施設・近隣施設等に配置します。



宮ヶ瀬湖周辺の3エリアマップ 左…表 右…裏



宮ヶ瀬湖湖畔のりもの案内 左…表 右…裏

## ホームページ・SNSの活用（随時）

### 〇財団ホームページ「ぐるり宮ヶ瀬」の運営

- ・ イベント情報や乗り物運行情報を積極的に掲載します。
- ・ 宮ヶ瀬湖周辺地域の景観、動物・昆虫等の動向・季節の花の開花状況等を随時掲載し、来訪者のニーズを充足する適時な情報を提供します。
- ・ 各施設の利用可能状況、利用申請、手続き案内等をホームページに掲載し、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・ 地域で活動する団体の活動紹介を掲載します。
- ・ リアルタイムな情報を発信します。
- ・ ホームページの新規ページ作成や内容変更などは、財団職員が更新できるシステムを導入しているので、常に最新の情報を提供することができます。



財団HP「ぐるり宮ヶ瀬」スマートフォン用サイト

### 〇ツイッターによる発信

- ・ SNS（ソーシャルネットワークサービス）であるツイッターでの発信も積極的にを行っています。アカウント名は「みやがせミーヤ」。エンゲージメントの数で反応が直ぐに反映されます。



財団ツイッター「みやがせミーヤ」



投稿記事例①



投稿記事例②とエンゲージメント数

## 〇Instagramによる発信

- ・写真や動画をメインに投稿できるSNSサービスです。  
宮ヶ瀬湖周辺の自然の美しさの発信に適した媒体です。



## 宮ヶ瀬湖周辺地域の取組を都市地域で紹介

宮ヶ瀬湖周辺の地域やイベントの紹介を通して水源地域を身近に感じてもらうよう情報を発信します。



「しんゆりフェスティバル・マルシェ」  
令和元年 10 月 20 日新百合ヶ丘駅前



「かながわの水源地キャンペーン」  
令和元年8月31日川崎アゼリア

## 宮ヶ瀬湖周辺のPR用カレンダーの作成・販売

宮ヶ瀬湖周辺の美しい風景やと人々の営みを撮影した作品を募集する「水と緑のふるさと発見写真コンテスト」。入賞作品で作成したカレンダーを作成し販売しています。



令和2年用 カレンダー「水と緑のふるさと発見写真コンテスト 作品集」



写真コンテスト 審査の様子

## 積極的な情報提供

### ○雑誌等への記事・写真提供

新聞、地域広報誌、観光情報誌等に対して、宮ヶ瀬湖周辺で開催されるイベント情報等を積極的に情報発信していきます。



ぴあ発行の旅行雑誌への記事・写真提供



中高年女性をターゲットにした情報雑誌への記事・写真提供

### ○テレビ番組への取材協力

テレビ番組での情報発信は大きな影響力があることから取材協力を行い、積極的な情報発信に努めます。

- ・日本テレビ系列「スッキリ」(朝のワイドショー・情報番組)
- ・テレビ東京系列「車あるんですけど…?」(バラエティ番組)
- ・テレビ東京系列「なないろ日和!」(生活情報番組)
- ・テレビ神奈川「あっぱれ! KANAGAWA 大行進」(情報バラエティ番組) ほか

あっぱれ! KANAGAWA 大行進  
平成 30 年 8 月 25 日放送分  
当財団職員が湖畔園地で、セグウェイの紹介と乗り方をレクチャーしています。



## ○その他広報媒体



小田急線の全車両(1,100両)に掲示された車内吊りポスター

## ゆるキャラによる効果的なPR活動

- ・宮ヶ瀬のゆるキャラ「ミーヤくんとあいちゃん」は幼児から高齢者まで年齢を問わず接しやすいキャラクターです。宮ヶ瀬湖の観光キャンペーン等には着ぐるみによりPRを行い来訪を促します。



## 都市部へのアプローチ

「座間市民ふれあいまつり」「キャラJAM」に参加して宮ヶ瀬の魅力、宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどいのPRを行いました。



## 広域圏へのアプローチ

・圏央道による高速道路網の充実に併せ、広域圏への誘客を図るために、国の協力を得て埼玉・山梨などの道の駅への案内パンフレットの拡充配備を図るほか、各地で開催される観光キャンペーンにブースを出展するなど積極的に参加し、宮ヶ瀬湖周辺への来訪を呼びかけます。

## (4) 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握

### ア サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

利用者の意見・要望の把握やサービス向上に向けた反映への取組について、具体的に記載してください。また、苦情処理や利用者とのトラブル発生時の対応について、事前の体制整備も含めて、記載してください。

サービスの向上には、利用者のニーズを把握した施設管理やイベントの企画・運営、情報の提供が重要です。

日頃から利用者の動向に目を向け、やまなみセンター別館（ミーヤ館）の総合窓口等での対話やアンケートでニーズを捉えて運営に反映させ、サービスの向上を図ってまいります。

また、苦情等を受けた際には、当財団の運営への貴重な意見・財産として捉え適切に業務に反映し改善を図ります。

### 苦情・利用者ニーズの把握

項目	把握方法
来訪者との対話等	通常の接客や電話での対応によるもの
ホームページへの問合せ	財団が運営するホームページ等への問い合わせによるもの
アンケート調査（詳細）	イベント開催時に参加者へのアンケートによるもの
アンケート（簡易）	やまなみセンター本館・別館に常設したアンケートによるもの

### ニーズの分類

把握したニーズを内容と対応する優先順位で分類し、実行に繋げていきます。

#### ・ニーズの内容で分類

把握したニーズを内容によって、問い合わせ、意見、要望、苦情、称賛に分類します。

#### ・分類されたニーズのうち、意見、要望、苦情は対応する順位で分類

優先順位	内容
直ぐに	怪我等に繋がる恐れがあり緊急で対応する必要があるもの
できるだけ早く	財団で対応、実施できるもの
検討が必要	県所管課に報告、相談し対応を決定するもの等

### ニーズへの対応・業務改善

把握したニーズを財団で個別に分析、評価、検討し、優先順位、対応方法等を決定し、業務改善に反映し実行します。苦情については、内容や事実を確認し、先延ばしせず出来るだけその場で解決します。

## 苦情、トラブル発生時の対応

各施設は様々な方が利用されることから、苦情が発生する場合があります。苦情に対しては、職員が内容や事実を確認し、その場で迅速に対応するよう心がけ、改善策を講じて管理運営に反映します。その場での判断が困難な事案等については、財団全体で検討するとともに必要に応じて県所管課へ報告し調整を図ったうえで対応します。

### 苦情に対する対応手順

- ①**お詫び** 相手の心情を理解して、不快にさせたことをお詫びし、内容を良く聴きます。迅速に対応し相手の気持ちを静めます。
- ②**問題の「原因・事実確認」** 冷静に現場確認や質問等で事実関係を確認し、状況を把握します。なお、面談の場合は2名以上の職員で対応し、正確に記録を取ります。
- ③**解決策・代替策の提示** 利用者の立場にたって、苦情の解決策を提示し、利用者に納得していただきます。利用者の要求に応えられない時には、相手の心情を考えたうえで「分かりやすく」理由を説明し、代替案を提示する等、粘り強く対応して納得ある解決策を見いだします。なお、不当な要求に対しては毅然と対応します。
- ④**ご意見に対する感謝** 相手に非がない場合には「お詫びと感謝」し、苦情は記録に残し財団内で情報を共有します。

## 対応結果の報告、情報の蓄積

来訪、利用数を統計的に記録し、問い合わせ件数と内容を毎月把握し、財団内で共有しトラブルの未然防止、業務改善に活用します。問い合わせ状況については毎月、アンケート調査については四半期ごとに取りまとめて県に報告します。

## 要望・苦情への取組の見える化

利用者から寄せられた要望、苦情への取組について、ホームページや掲示板で見える化を検討し、さらなる意見要望等の収集等に繋げていきます。

## 事業等への反映

利用者ニーズ・苦情は、内容（発生日 時、申立者、苦情内容）と対応結果（検討内容、対応処理）をデータベースとして整理分析し必要な対策を講じます。職員ミーティングで分析結果に基づき、必要な改善、翌年度の管理運営計画への反映を検討します。効果があり、実行可能なことは、実施します。

## スキルの向上

財団が作成した「宮ヶ瀬湖周辺地域を訪れる

### 意見要望等を活かした取組例

#### 別館トイレの洋式化

子どもや高齢者の来訪も増え、要望が高かったため洋式化工事を実施しました。

#### 参加型プログラムの実施増

今までは「観る」、「聴く」など受動型であった活性化事業の内容について「体験する」参加型プログラムを増やしました。

#### 鳥居原園地の眺望確保

雑木等により眺望を求める要望があり、関係機関と調整を重ね、眺望の確保となりました。

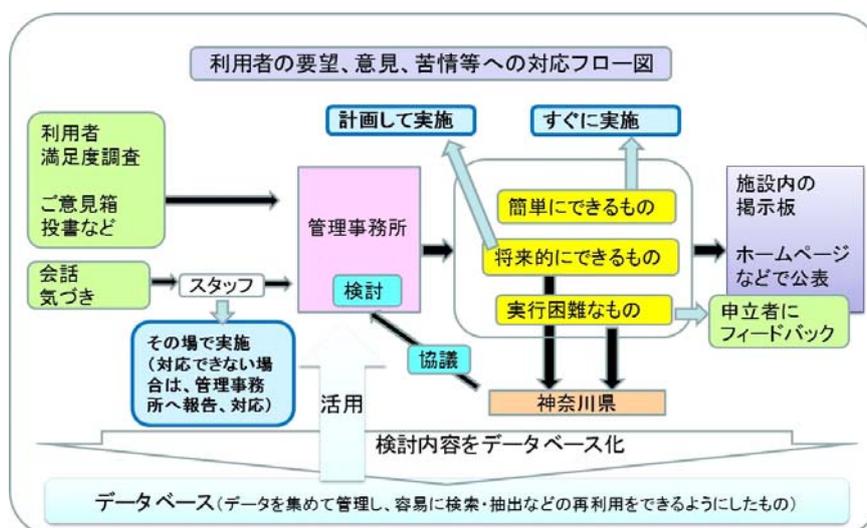
#### グラウンド・ゴルフ利用

小中沢多目的広場の一部をグラウンド・ゴルフ利用できるよう要望があったため、8コースの常設設置を行うとともに、用具の無料貸し出しを行っています。

方々への接客ガイド」を研修で活用するとともに、OJTを通して接客教育を行い、職員のスキルの向上を図ります。

## 接客の心構え

職員はおもてなしの心を持ち、親切、丁寧に笑顔で対応します



## イ 外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

施設の特性に応じて、外国人や障害者、高齢者等多様な利用者に対応できる体制の整備や 研修・講習の実施に向けた取組方針について、具体的に記載してください。

宮ヶ瀬湖周辺には、様々な方々が来訪されます。散策が目的の高齢者も多く、近年では外国人観光客も増加しております。来訪者の利便性等を向上するため、次のような対応を推進します。

### 外国人来訪者への対応

外国人観光客の利便性向上を図るため、やまなみセンター本館・別館にフリーw i - f i を運用します。

財団が独自に運営しているホームページに英語版「宮ヶ瀬湖周辺3拠点マップ」を掲載するとともに、受付窓口にも配架します。

コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用して円滑な対応を推進します。

## 障害者、高齢者等への対応

障害者、高齢者の意向を尊重し、特性や場面に応じた合理的配慮を行います。

県が実施する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」受講するなど職員の接遇技術向上を図ります。

高齢者や足が不自由な方が各施設や公園内を散策できるように、やまなみセンター本館・別館、カヌー場に車椅子を常備し貸し出しを行います。

やまなみセンター本館・別館受付に老眼鏡やルーペを設置し、筆談マークを掲示します。また、コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用して円滑な対応を推進します。

### ウ 手話言語条例への対応

施設の特성에応じて、手話に対応できる体制の整備や研修・講習の実施に向けた取組方針について、具体的に記載してください。

平成 30 年神奈川県福祉統計では、人口 918 万人に対し、聴覚・平衡機能の身体障害者手帳の交付を受けている人は約 2 万 4 千人となっています。この割合から宮ヶ瀬湖畔地区を訪れる聴覚障害者数は、1,700 人ほどと推計されます。

聴覚障害者が安心して利用できる環境をつくるため、神奈川県手話言語条例、神奈川県手話推進計画の目的等を理解し、手話及び聴覚障害者について理解を深め、手話講習会を開催します。また、手話技能検定合格者の職員の配置に努めます。

## (5) 利用料金

### 利用料金の設定、減免の考え方

条例に基づく適切な利用料金の設定及び減免の考え方について、記載してください。

## やまなみセンター

### ○利用料金

区 分	設定料金	利用料金上限額
研修会議室1 研修会議室2 研修会議室3	1時間につき 300 円	1時間につき 500 円

近隣の類似施設との均衡を図るために 300 円とします。

### ○ 減免

国、県、市町村及び公共的団体が、水源地域の自然の保全及び活性化を図ることを目的とした催し等を行うために利用する場合及び指定管理者が利用する場合、また、指定管理者が特に必要と認める場合は免除できるものとします。※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。



研修会議室

## 野外音楽堂

### ○利用料金

区 分	設定料金	利用料金上限額
野外音楽堂	1時間につき 500 円	1時間につき 1,100 円

近隣の類似施設は、屋根や壁がなく参考となりませんので、野外に立地していながら、電気・水道・トイレ・控室等の設備があり、利用環境が整備されているため、また、利用促進を図るために、利用しやすい料金として 500 円とします。

### ○ 減免

国、県若しくは県内の市町村の機関、公共的団体が、県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養、及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資することを目的とした催し等を行う場合及び指定管理者が利用する場合、また、指定管理者が特に必要と認める場合は免除できるものとします。

※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。



野外音楽堂

## 駐車場

### ○ 利用料金

区 分		設定料金		利用料金上限額	
小中沢駐車場	普通自動車	30 分以内	無料	1 台 1 回につき	1,500 円
		2 時間未満	300 円		
		2 時間以上	500 円		
	大型自動車	30 分以内	1,500 円	同	2,500 円
		2 時間未満			
		2 時間以上			

近隣にある清川村村営駐車場との均衡を図るため、現行の料金制度を継続します。

また、緑化協力金についても継続していきます。

花火大会時やクリスマス期間等については、清川村村営駐車場と協議をしながら、上限金額の範囲内で料金を調整していきます。

### ○ 減免

- ・国・県・周辺市町村・神奈川県内広域水道企業団が水源地域の保全及び活性化を図ることを目的とした催し等を行うために利用するとき。障害者が利用するときは免除。

- ・財団の出資団体又は県内の前記市町村を除く県内の市町、一部事務組合若しくは公共的団体が水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の推進を図ることを目的とした催し等を行うために利用するときは2分の1に減額。

- ・理事長が特に必要と認めるときは減免することができる。

※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。



小中沢駐車場

## グラスライダー

### ○利用料金

区 分	設定料金	利用料金上限額
グラスライダー	30 分につき 500 円	30分につき 600 円

近隣の類似施設の料金との均衡を図るとともに、施設の特性を踏まえ、利用者の安全確保のための貸出用具（ソリ、ヘルメット、プロテクター）、滑走の所要時間を勘案し 30 分 500 円とします。



グラスライダー

## 宮ヶ瀬湖カヌー場

区 分		単位	設定料金	利用料金の 上限額	
艇庫	艇長5m未満の カヌー等	利用の期間が1日以上 6月未満	1日	60円	60円
		利用の期間が6月以上 1年未満	1月	1,530円	1,530円
		利用の期間が1年の場合	1年	15,980円	15,980円
	艇長5m以上10 m未満のカヌー等	利用の期間が1日以上 6月未満	1日	110円	110円
		利用の期間が6月以上 1年未満	1月	3,070円	3,070円
		利用の期間が1年の場合	1年	31,950円	31,950円
	艇長10m以上の カヌー等	利用の期間が1日以上 6月未満	1日	170円	170円
		利用の期間が6月以上 1年未満	1月	4,320円	4,320円
		利用の期間が1年の場合	1年	47,370円	47,370円
カナディアンカヌー及び カヤック	1人乗り	2時間	200円	200円	
	2人乗り	同	400円	400円	
	4人乗り	同	810円	810円	
会議室		1時間	1,340円	1,340円	
研修室1		同	250円	250円	
研修室2		同	250円	250円	

## 4 事故防止等安全管理

### (1) 事故防止等安全管理

#### ア 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

宮ヶ瀬湖周辺施設の利用者や、各種事業の参加者の怪我等の事故防止のための取組について、マニュアル作成や職員研修の実施、有資格者の配置等の体制整備を含め、具体的に記載してください。

宮ヶ瀬湖周辺施設においては、様々な事故が想定され、事故が発生した場合の対応、再発防止策の構築が必要となり、しっかりとした安全管理体制を構築し、日常の安全管理に努め、安心・安全な利用を目指す必要があります。

また、当財団では、常務理事を総括安全衛生管理者とし、施設課長を安全推進者として、職場環境及び作業方法の改善、職員の安全意識の啓発及び安全衛生教育に関する担当とし、事故防止に努めています。

想定される事故の種類及び事故への対応

**想定される事故の種類**

- ・施設破損による怪我、法面・階段・山道からの転落や迷い
- ・イベント等への参加では、使用器具による怪我
- ・有害虫、トビ、熱中症、病気、野生動物との遭遇
- ・カヌー、ボートの転覆

**事故への対応**

- ・マニュアルの整備
- ・早急な処置（連絡、応急措置、救護等）、施設の補修
- ・巡回警備

**再発防止策**

- ・職員研修、訓練
- ・連絡系統のP D C A
- ・注意看板の設置
- ・利用者・参加者への注意喚起
- ・ヒヤリハット事例の蓄積・活用
- ・経口補水液・瞬間冷却剤、害虫忌避剤・ポイズンリムーバーの常備

その他留意事項

**パトロール、警備設備での事故防止**

- ・宮ヶ瀬湖周辺施設の敷地内のパトロールを実施し、禁止行為・不正利用の防止に努めるとともに、建物等については、休場日・開場時間外においては、機械警備設備を設置し、不法侵入や火災などの早期発見に努め、被害の拡大を防止します。

**イベント時の事故防止**

- ・イベント開催にあたっては、イベント内容、規模に応じて関係機関への連絡、医療スタッフの配置などマニュアルを整備して対応します。

**雷警報器を活用、連携した事故防止**

- ・当財団が管理運営をしている県立あいかわ公園に設置されている襲雷警報機を活用し、宮ヶ瀬湖周辺での雷雲発生について監視しています。広場の利用者や湖面でのカヌー利用者等屋外の利用者に対して、速やかに避難するよう案内を行います。

**野生動物への対応**

- ・園地内は鹿・猪等、野生動物が出没することからマニュアルを作成し、園内放送、巡視や近隣への情報提供等初期対応を迅速に行います。

**ヤマビルへの予防策**

- ・登山道の入口や山裾部分ではヤマビルが生息しており、ヤマビル被害の防止のために落ち葉の清掃をしていますが、予防のためにヤマビル忌避剤を置きます。

## イ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障害者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む）

事故・不祥事等の発生時や、指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案の認知時に、県及び地元自治体等への報告を速やかに行うような体制整備や事故発生時等に、対応マニュアルや避難マニュアル等により外国人や障害者、高齢者を含む利用者の避難を迅速に行う等、安全面の確保を確実にすることが可能な体制の整備について分かりやすく記載してください。

- 宮ヶ瀬湖周辺施設を安心して利用していただくためには、事故等を発生させないための日ごろの点検や安全管理体制はもとより、万が一、緊急事態が発生した場合に素早く適切な対応を取ることが極めて重要です。
- そこで、財団では、「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」に基づき、事態に応じた緊急連絡体制を整備し、職員に対する周知や訓練を実施しています。さらに、毎年、職員が普通救命講習を受講しています。また、台風、落雷、積雪、凍結、鳥獣被害、地震など、さまざまな事態を想定し、利用者の安全を最優先とした緊急事態発生時の対応を整備しています。
- たとえば、宮ヶ瀬湖周辺では、鹿やイノシシなどが頻繁に出没します。まれに、熊の目撃情報もあります。そこで、財団独自に「野生生物対応マニュアル」を整備し、利用者の避難誘導や施設の閉鎖などの初動対応、関係機関への通報等の手順を定めています。トビが利用者の食物を狙うような場合には、園内一斉放送などにより利用者に対する注意喚起を行います。
- また、宮ヶ瀬湖周辺は、平地と比べて気象が厳しい傾向にあります。雷雨、積雪、凍結、強風などにより、利用者の安全確保が懸念される事態が発生した際には、避難誘導、イベントの中止、施設の閉鎖等を迅速に実施します。また、必要に応じて、重機による除雪や融雪剤の散布などを行います。
- さらに、緊急事態発生時に、外国人、障害者、高齢者が円滑に避難できるよう、「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」を見直し、やさしくわかりやすい日本語での声掛け、全施設に常備した車椅子による避難補助、バリアフリーな避難経路の確保、園地内の案内表示への英語併記、職員に対する手話研修などを進めます。

## ウ 水難事故等の緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方

水難事故等の緊急事態を想定した訓練について通年での回数等具体的に記載してください。

### 災害対策本部（連絡体制及び初期対応）

- 当財団の策定した「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」に従って、防災組織と責任者、行動基準を明確にし、関連機関とも連携して即座に機能する体制を確保します。
  - ①宮ヶ瀬湖集団施設地区では、緊急事態発生時には、理事長を総括責任者として財団本部（宮ヶ瀬やまなみセンター本館）に災害対策本部を立ち上げ緊急時対応体制をとります。

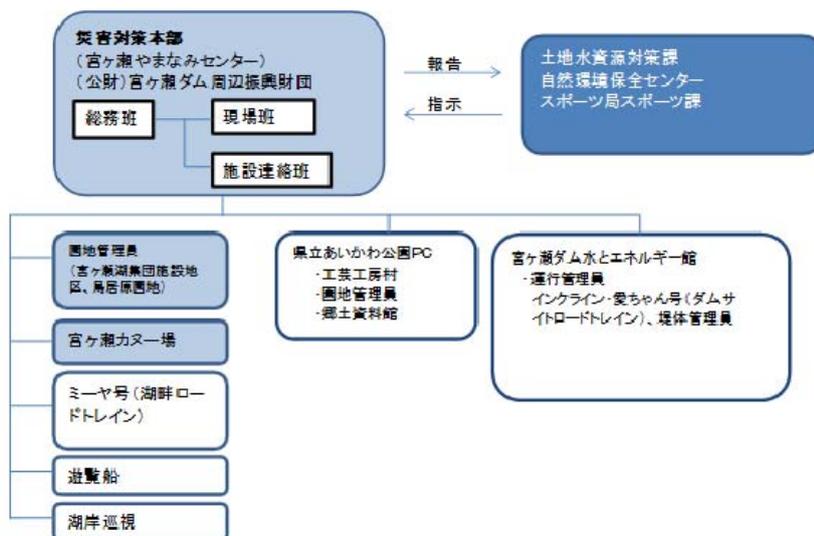
②非常事態が想定され、県から指示があった場合を含め、状況に応じて、夜間待機の体制を取ります。

○設置時期

①緊急時の体制

【県央地域震度5以上の地震その他の火災等の災害発生時】

- ・財団本部に災害対策本部を設置します。
- ・時間外に災害が発生した場合は、自宅の安全を確認した後、清川村、愛川町、相模原市緑区在住の職員は、速やかに参集し情報収集を行います。



②事故時の体制

- ・事故が発生した場合には、理事長の判断で事故対策本部を設置します。
- 理事長不在時には職制最上位のものが判断します。

○設置場所

①緊急事態時の災害対策本部設置場所

- ・県立宮ヶ瀬やまなみセンター本館事務室に災害対策本部を設置します。
- (やまなみセンターが使用できない場合は、けやき広場に設置)

○連絡体制

- ①災害対策本部のあるやまなみセンター本館より、集団施設地区、カヌー場等の宮ヶ瀬湖周辺3拠点に連絡します。
- ②各施設毎に情報を取りまとめ連絡します。
- ③施設、公園内の状況については、適宜パトロール等を行い、県に報告します。

○初期対応

宮ヶ瀬湖集団施設地区をはじめ、当財団が管理する3拠点（宮ヶ瀬湖集団施設地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）での事故や災害の発生時には「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」の「初期対応一覧」に基づいて応急処置、初期消火、避難等の初期対応をします。

応急救護	応急措置	・応急手当実施。状況によりAED使用
	医療機関への搬送	・119番通報し、救急車要請 ・同時多発災害時は、財団車両で病院に搬送
避難等	初期消火	・火災発見時は、大声で周囲に知らせる。 ・119番通報 ・初期消火実施（消火器、消火栓、水バケツ等） ・大地震発生時は、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難誘導	・避難の必要が生じた場合は、指示に従い避難開始（外来者は不慣れであるので誘導に留意する。）
	避難場所	火災時、避難時 宮ヶ瀬第1避難場所 けやき広場 広域避難場所 宮ヶ瀬小中学校 鳥居原第1避難場所 鳥居原庭園 広域避難場所 鳥屋小学校
	非常持ち出し	・非常用ナップザックを準備し、次の物を収納。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、職員名簿
	大地震発生時の落合場所	・宮ヶ瀬やまなみセンターが使用できないような場合第1避難場所を集合場所に指定する。 (職員全員に周知徹底しておく) ・集合場所変更等の場合「災害用伝言ダイヤル171」を利用

## 避難誘導等

### ○避難誘導

宮ヶ瀬湖集団施設地区から約 1 km（徒歩約 15 分）離れた宮ヶ瀬小中学校、鳥居原園地からは、約 1 km（徒歩 15 分）離れた鳥屋小学校までのルート避難誘導経路として定め、経路の状況を日頃から把握し、職員間で情報を共有します。

災害時には、まず利用者に現在の状況を説明し、今後の行動について

理解していただいた後、職員が広域避難場所である宮ヶ瀬小中学校、鳥屋小学校まで誘導します。

- ・避難にあたっては、経路の安全を防災機関等に確認した後に誘導します。
- ・職員は、利用者の安全を確保しながら落ち着いて行動するように促します。
- ・経路には河川や橋、坂道があります。危険と判断された場合は園地内に待機します。



避難誘導経路図（宮ヶ瀬湖畔地区）（鳥居原地区）

### ○公園の利用制限を考慮した連絡方法

「台風、地震時の事前及び事後対応マニュアル」に基づいて対応します。

#### ①利用制限

公園内の状況や公園までのアクセスルートの状況を把握し、状況に応じて速やかに災害への対応を行うとともに、利用中止等の利用制限等の対応に当たります。

・施設の利用制限については、緊急連絡体制により、各施設に連絡します。

項		目	事 前	事 後
1 園 地	宮ヶ瀬湖集団施設地区	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認
		建物	施錠、とい等の確認	外周、ガラス等破損状況確認
		構造物等	親水池及び小川の堰点検 看板等飛散するものの整理	親水池及び小川の堰調整 園地内排水側溝状況の確認
	鳥居原園地	樹木	支柱などの確認	倒木、枝処理等障害物有無の確認
		建物	施錠、とい等の確認	外周、ガラス等破損状況確認
		構造物等	看板等飛散するものの整理	構造物の異常の有無確認
2 建 物 施 設	やまなみセンター		看板等飛散するものの整理 待機等財団の判断で行動	外周、ガラス等破損状況確認
	カヌー場	建物	施錠、とい等の確認	外周、ガラス等破損状況確認
		コース	ワイヤーをゆるめる	水位に応じ調整
		モーターボート	係留ロープの確認	破損等の確認
		栈橋	水位上昇しても良い対応	破損等の確認
		樹木、構造物	支柱及び看板等飛散するものの整理	倒木及び構造物異常の有無の確認
	遊覧船	船	もやい綱の確認、補助ロープの対応	破損等の確認
		発着船台	水位が急激に上昇(3m)しても良い対応	発着等に障害のある流木等の除去
ロードトレイン	ミーヤ号	施錠及び看板等飛散するものの整理	破損及び路面等、障害物有無の確認	
(9) 駐車場	小中沢の排水	0駐車場地区の沢水の処理	後日、障害物の撤去	

## 水難事故の対応

宮ヶ瀬湖カヌー場においては、カヌー漕艇中の浸水・沈没、湖面への無断立入による事故等が想定されます。カヌーについては、湖面状況の情報の周知、カヌー取扱いの注意点の指導、湖面への進入口にある門扉の施錠の徹底により事故を防止します。

○当財団は、「宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書」を相模原市、厚木市と締結しており、市町村の要請に応じて、船舶や水難救助資材の貸し出し、操船職員

の派遣等を行うこととなっています。

- 宮ヶ瀬湖における水難事故は、カヌー・ボートの転覆、遊覧船の事故、釣り人の転落等が想定され、事故が発生した場合は、船舶免許を所有する財団職員が、カヌー場に係留してある作業艇等を操船、現場に急行し、消防署等と協力し対応します。

なお、当財団には小型船舶免許資格者が本部に5人いるとともに、他業務でも8人の資格者を確保しており、緊急時の対応を速やかにすることができます。

「宮ヶ瀬湖周辺遊覧船防災マニュアル」		
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団		
防災マニュアル		
令和2年6月1日改定		
	目次	
第1章	災害時における組織体制	1～8
第2章	緊急連絡体制	9～10
第3章	情報の収集と伝達	11～15
第4章	応急対策（初期消火・避難等）	16～20
第5章	傷病対策	21～
第6章	災害予防対策	22～
その他	災害発生時の注意喚起	23～25
	緊急リスト帳（乗組・乗客）	26～31
	緊急リスト帳（乗組・乗客）	32～34
	緊急リスト帳（乗組・乗客）	35～39
	乗客マニュアル	40～
	情報収集及び情報提供の手続き	41～43
	災害発生時の対応	44～49
	資料の準備及び管理	54
「防犯」及び「防災」に関する注意事項		
はじめに		

附属：写真、実況その他の災害に対応するため、ここに防災マニュアルを定める。

本マニュアルは、財団職員や乗客、乗務の被害等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対応し得るものとする。

第1に、人命の保護を最優先とする。

第2に、被害を保護し、乗客の早期避難を図る。

第3に、被害の状況を判断し、近隣への協力に当たる。

以上を基本方針とする。

本マニュアルによって迅速な対応をすること、災害による被害を軽減することとなるので、乗客は、予めこの内容をよく理解しておくなければならない。



## 宮ヶ瀬湖遊覧船事故合同訓練の実施

国土交通省、地域の警察・消防、財団等による遊覧船事故合同訓練・水難救助合同訓練を行い、緊急事態に備えます。当財団の所有する遊覧船の湖上での出火想定による救出、避難誘導、初期消火、また、消火活動等の訓練を実施するものです。



遊覧船事故合同訓練・水難救助合同訓練の様子  
平成30年10月30日 宮ヶ瀬湖 鳥居原園地棧橋付近

## エ 急病人等が生じた場合の対応

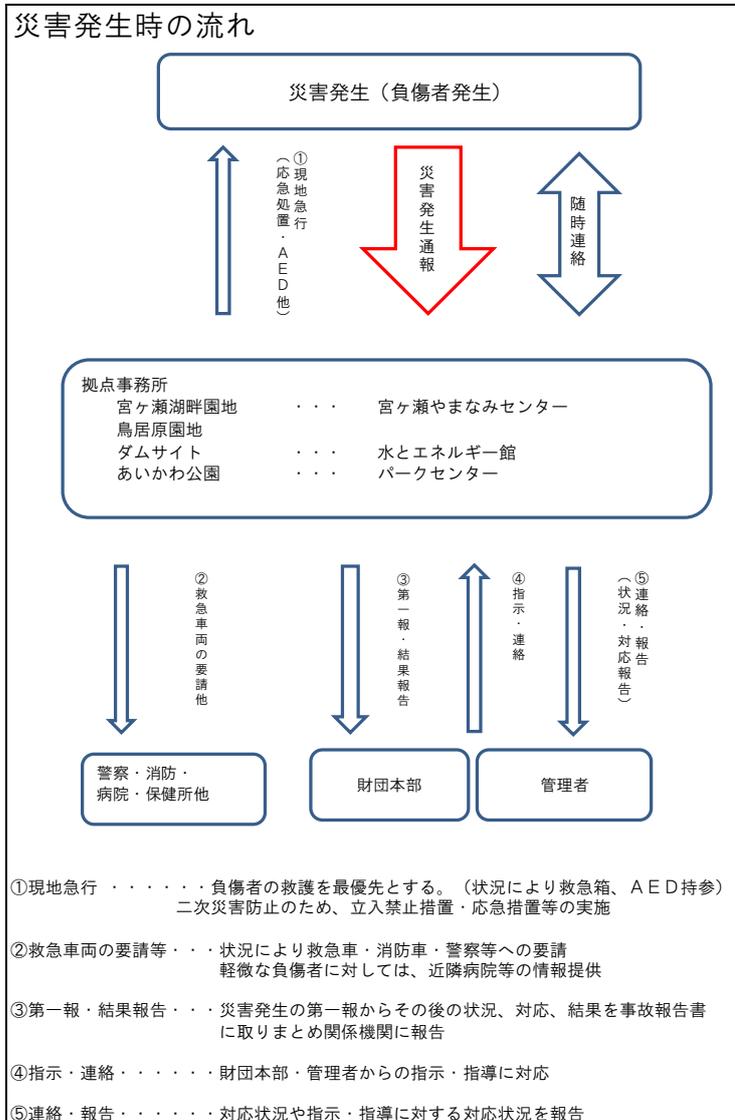
救急救命士等の配置や救命に対する職場研修等、救急救命に関する取組について、具体的に記載してください。

- 急病人が発生した場合、「事故や災害発生時の緊急時の体制及び初期対応」の初期対応に準じて対応します。
  - ・職員による応急手当を実施します。
  - ・急病人の依頼を受け、救急車を要請し、医療機関への搬送をします。
- 夏には、熱中症になる人が増えてきます。財団では、熱中症の可能性が高い日には利用者に広報で注意を呼びかけるとともに、各施設に経口補水液や瞬間冷却剤を準備します。
- 財団職員の急病も懸念されるために、単独勤務箇所については、10時13時16時の1日3回、財団本部に無線による定時報告をすることにより職員の安全確認を行っています。
- 急病人が発生した場合は、急病人の容態を消防署に連絡するとともに、急病人の安全を確保し、消防署の指示に従い、処置を行います。
- 当財団では、厚木市消防本部に要請し、救急救命講習を実施し、財団職員のほとんどが資格を取得しています。

また事務室やAED設置箇所にマニュアルを掲示しており常時確認できる体制を確保します。



やまなみセンター本館1階事務室内に設置しているAED



## 5 地域と連携した魅力ある施設づくり

### (1) 地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力

#### ア 施設の特性を踏まえた地域の人材の活用、地域関係団体・地元市町村との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

宮ヶ瀬湖周辺地域の歴史的経緯、並びに、宮ヶ瀬湖周辺施設の設置経緯、設置目的、特性等を踏まえて記載してください。

当財団は、宮ヶ瀬ダム建設以来、ダム関連施設の管理運営に携わり、地域振興・活性化、環境保全、防災等の分野で地域や周辺市町村、団体、関係機関と幅広く密接な連携を図り、高度で広域的な視点からも管理運営を行っています。

<b>地域・地元市町村との関係構築</b>	<p><b>理事会</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・清川村をはじめとする宮ヶ瀬湖周辺市町村（清川村長、愛川町長、相模原市副市長、厚木市副市長）等で構成する理事会を随時開催</li></ul> <p><b>評議員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県をはじめとする関係市町村議会議長や金融、交通、水利等の企業・団体関係者等で構成する評議員会を随時開催</li></ul> <p><b>宮ヶ瀬湖周辺 DMO 推進ネットワーク会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携 DMO として宮ヶ瀬湖周辺市町村をはじめ連携する 44 の事業者で構成する宮ヶ瀬湖周辺 DMO 推進ネットワーク会議を随時開催し、連携協力を行っています。事業者等が参加するワーキング部会も開催し具体的な連携協力関係を構築しています。</li></ul> <p><b>活動団体交流会</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点に関わり活動をする方、団体関係者等の交流の場を設け、情報の共有とともに様々な関係者が一体となるよう連携協力の輪を広げています。</li></ul>
<b>地域・地元住民等との協力体制</b>	<p><b>イベント・地域行事への参加協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域、地元と協力し「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」「宮ヶ瀬ふるさとまつり」「愛川町つつじ祭り」「半原糸の里文化祭」をはじめ大規模なイベントや地域行事に積極的に関わり、良好な協力体制を構築しています。</li></ul> <p><b>住民との交流</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地元神社への祭礼行事には自治会に協力し、神輿の担ぎ手として財団職員が参加、地域の方々との交流にもつながっています。</li><li>・宮ヶ瀬湖畔園地と隣接した宮ヶ瀬小中学校には学びの場として周辺施設を利用いただく他、出前授業の実施や委員会等連携を行っています。</li></ul>
<b>防災における地域との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害情報の共有や災害発生時の一時避難場所として、周辺施設を活用し被災者の受け入れを行います。</li></ul>

## イ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地元企業に業務を委託すること等により、地域の実情に即した迅速かつきめ細かいサービスを展開することについて記載してください。

業務執行にあたり、関係法令に基づく法定点検、定期検査業務や専門的技術、知識、免許を要する作業については、効果的・効率的に行う観点から業務委託します。

- 委託先の選定は、財団に設置してある業者選定会議で決定しますが、選定にあたっては、地域産業振興の観点から地元市町村の企業を優先的に選定しています。
- 地元企業は、財団の業務内容を熟知しており、地元自治会や関連機関への折衝を円滑に行い、地元の企業としての地元に対する貢献も意識していますので、適切な業務執行を期待することができます。また、植物管理においては、周辺地域の気候、土質、植生等の自然環境を熟知しており、草刈りや剪定時期等の実施方法を提案してもらい効率的な事業執行を図ることができます。さらに、除雪等についても、除雪を開始する時間や、除雪の順序、除雪機械の選定等きめの細かい取り組みを行っています。
- 宮ヶ瀬集団施設地区のピクニック広場においては、食材提供を地元の宮ヶ瀬水の郷観光協同組合に委託しており、組合のノウハウを活かした事業を行っています。

## ウ 他の宮ヶ瀬湖周辺施設との連携・交流

宮ヶ瀬湖周辺施設が、地域の振興と活性化の中心的役割を果たすことを求められていることを踏まえ、他の周辺施設との連携や交流等に関する取組について、具体的に記載してください。

財団では、公共交通機関が脆弱な中で、財団独自の取組として遊覧船やシャトルバスの運行を行い、3拠点施設を中心に他の周辺施設との連携を図ってきましたが、これからも宮ヶ瀬湖周辺の利便性の向上に努め、連携を強化し、交流をしていきます。

### 相模川水系広域ダム管理事務所との連携

#### 周辺施設管理、地域活性に向けた連携

・国の施設である宮ヶ瀬ダムの維持管理を行っている管理事務所とは歴史的、多面的に関わりがあります。相互に携わる周辺管轄施設の運営では、カヌー場や集団施設地区の安全点検等を協働し行っています。地域振興、活性化の観点では、地域の魅力向上に連携して取り組んでいます。近年ではダム内部への日本酒貯蔵、地域団体等の視察をはじめ交流やメディアへの広報取材などに連携協力しています。

### あいかわ公園との連携

#### 指定管理施設、拠点施設としての連携

・あいかわ公園は愛川町のダムサイト地区にあり、県立都市公園として年間40万人以上の集客がある施設であり、当財団が指定管理者として管理運営を行っています。3拠点の施設として、連携・協力をしながら業務を実施していきます。

<p>宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館との連携</p>	<p><b>管理運営施設、情報施設としての連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施設で、宮ヶ瀬ダムの役割・水資源の重要性を啓発・広報する施設です。当財団が管理運営をしています。財団の目的の一つである環境の保全と一致するため、情報を共有し、相互に利用者で紹介するなど協力しています。また、ダムサイトにある宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館とあいかわ公園を連絡するロードトレイン「愛ちゃん号」、ダムサイト上下を結ぶ「インクライン」を財団が運行しています。</li> </ul>
<p>鳥居原園地のふれあいの館との連携</p>	<p><b>指定管理者間、拠点施設としての連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥居原園地においては、有限会社鳥居原が、相模原市の指定管理者として鳥居原ふれあいの館の管理運営を行っています。3拠点の一つとして、秋の「みやがせフェスタ」を協働で行っており、今後とも連携を強化しながら、鳥居原園地の特性である地場製品の販売、郷土工芸の体験教室等を開催し、特色を発揮し相互に発展できる形を作っていきます。</li> </ul>
<p>イベント開催</p>	<p><b>実行委員会への参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行委員会方式によるあいかわ公園でのイベント「つつじまつり」に財団も参画しています。</li> </ul> <p><b>イベント会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当財団では、季節に合わせて行う「みやがせフェスタ」を宮ヶ瀬湖周辺施設で連携して開催しています。春には集団施設地区、夏にはあいかわ公園、秋には鳥居原園地で毎年開催しています。</li> </ul>
<p>交流</p>	<p><b>乗り物運行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺施設や3拠点施設の周遊を円滑に行うために、財団の独自事業として、シャトルバス、遊覧船を運行し、利用者の利便性を高めています。また、宮ヶ瀬湖周辺のマップにそれぞれの位置を表示し、周遊するモデルプランを提供するなど連携を図っています。</li> </ul>
<p>その他の施設との連携</p>	<p><b>周辺地域施設との相乗効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほか宮ヶ瀬湖周辺には清川村の水の郷交流館や道の駅清川（清流の館）、また愛川町の郷土資料館など連携を図ることで相乗効果が期待できる施設がありますので、やまなみセンター別館の情報提供・ワンストップ機能の充実などを通して連携を進めます。</li> </ul>

## エ 集客促進や地域の活性化につながる企画や取組

宮ヶ瀬湖周辺施設が、地域の振興と活性化の中心的役割を果たすことを求められていることを踏まえ、周辺地域全体の集客促進や活性化につながる企画や取組について、具体的に記載してください。

当財団は、周辺市町村、自治体や観光協会等とダム建設段階から一体となり活性化に向けて連携を保ち、取り組んできました。

<p><b>宮ヶ瀬湖周辺3 拠点の利用促進</b></p>	<p><b>3 拠点施設の強みを活用した取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮ヶ瀬湖周辺の3拠点には、駐車場、広場、交流施設等を備え、高い集客力を有していることから、イベント会場や体験活動開催場所として活用し、周辺地域の活性化と水源地域の理解促進に向けた相乗効果、事業効果が高まるよう努めています。</li> </ul>
<p><b>活性化推進会議</b></p>	<p><b>様々な関係者、周辺地域との計画的な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、周辺市町村とは宮ヶ瀬湖周辺の良好な地域づくりを一体的・計画的に推進するため、環境保全、施設整備、管理及び地域活性化の推進を図るため首長級を構成員とした「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進会議」等を設置し、周辺地域と連携した課題抽出、解決を行ってきました。更なる連携効果を発揮する事業展開を図ります。</li> </ul>
<p><b>周辺地域との 連携</b></p>	<p><b>イベント等での取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財団主催の体験教室等開催時には周辺市町村、観光団体、NPO法人等の後援・協力等積極的に参加いただき周辺地域の利用促進につなげています。またイベント開催時には、地域の活動団体が積極的に参画できるような工夫を努めることで地域活性化につなげています。</li> </ul>
<p><b>集客促進への 取組と効果</b></p>	<p><b>観光地としての魅力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当財団では多くのイベントを開催することでの利用者増に努めてきました。大小様々なイベント、乗り物運行、サービス等は観光地としての魅力、利便性を高めることに寄与しています。</li> </ul> <p><b>情報の発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮ヶ瀬湖周辺の観光情報やイベント情報について、周辺の関係団体や地域活動団体と連携・協調することで利用者視点での充実した情報を発信します。</li> <li>小田急電鉄の協力のもと相模大野管区各駅にイベントポスターを掲示し、来訪者増に努めています。</li> </ul> <p><b>ホームページ、SNSの活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タイムリーなイベント情報、豊かな自然資源を活用して動植物の四季折々の動向を随時掲載し魅力発信に努めます。</li> <li>各施設の利用状況、利用申請、手続き案内等をホームページに掲載し、利用者の利便性向上を図ります。</li> </ul> <p><b>広域圏へのアプローチ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圏央道開設による高速道路網の充実に併せ、より広域的な誘客を図るため案内パンフレットの拡充配備や、各地での観光キャンペーンに積極的に参加し宮ヶ瀬湖周辺への来訪者増を推進します。</li> </ul> <p><b>来訪者の動向調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活性化推進調査研究事業として、季節ごと3拠点の駐車場において車両ナンバーの調査を行います。宮ヶ瀬湖周辺への来訪者の動向を把握し、効果測定、分析を行うことで新たな広報戦略、事業展開に活用します。</li> </ul>

# 宮ヶ瀬地域連携DMO法人としての取り組み

## 1. 日本版DMO法人登録の背景

当財団は宮ヶ瀬ダムの誕生とともに設立され、宮ヶ瀬湖に隣接する清川村、愛川町及び相模原市緑区（旧津久井町）を中心に地域の活性化・振興策を実施してきましたが、宮ヶ瀬湖周辺を取り巻く環境の変化が現れてきたところ、折しも、観光立国を進めるといふ国策の流れの中で、観光庁が平成27年に日本版DMO登録制度を創立しました。

平成29年11月には日本版DMO法人（地域連携DMO）として観光庁から登録を受け、観光地域作りの舵取り役として、活動エリアを拡大し、厚木市を含めた4市町村や観光協会、各事業者と連携を図りDMOエリアへの来訪を促し観光消費を上げることで地域の活性化の推進を行っています。


宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議

### 日本版DMO法人登録

**○宮ヶ瀬湖周辺を取り巻く環境の変化**

- ・ 圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の整備が進み、相模原インターチェンジから20分とアクセスが良くなったこと。
- ・ リニア中央新幹線の関東車両基地が近隣に整備予定されたこと。
- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、カヌー等のスポーツ熱の高まりが期待されること。

**○日本版DMO制度**

観光立国を進める国策の流れの中で、観光庁が平成27年に日本版DMO登録制度をスタートした。

**○当財団の登録**

平成29年11月28日 観光庁が当財団を日本版DMO法人として登録（公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は、日本版DMO法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団でもある。）

第1弾登録時 全国 41法人、県内 3法人  
R2.1月現在 全国150法人、県内 4法人

## 2. 官民の垣根、地域の垣根を越えた連携

複数の市町村をまたがる「地域連携DMO」として地域連携を進める上で、官民の垣根、地域の垣根を越え、広域的な調整機能を発揮した地域連携事業などの取り組みを推進します。



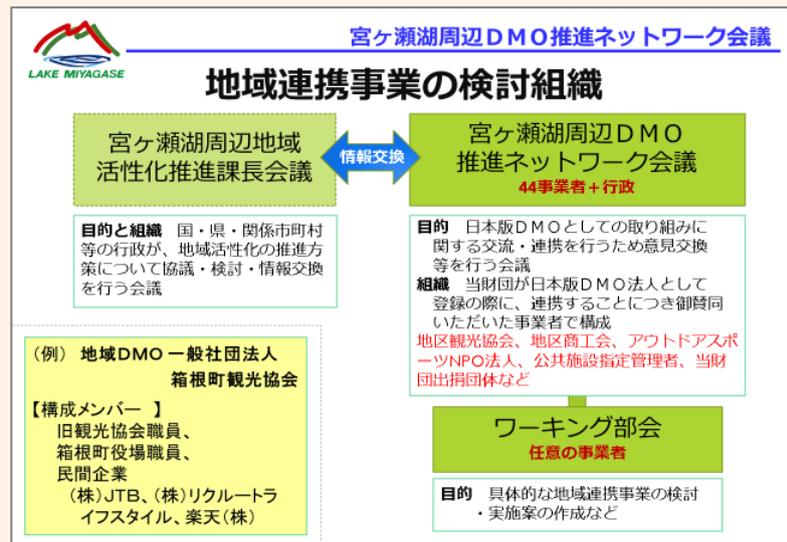
### 3. 日本版DMOとしての取り組み

具体的な地域連携事業を進めるにあたり、当財団が事務局となり平成30年度に「宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議」を立ち上げました。参加メンバーは、当財団が日本版DMO法人として申請する際に「連携する事業者」として捉えた事業者44団体です。

具体的には各地域の観光協会・商工会・NPO法人

・公共施設の指定管理者等の事業者や当財団の出捐団体等です。平成30年7月31日に第1回目の「宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議」を開催しました。

この会議において日本版DMO法人としての取り組む地域連携事業の検討や意見交換の場として運営しています。



### 4. 宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議等の開催

平成30年度宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議等

開催日	会議名称	議題等
平成30年7月31日	宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議	・日本版DMO法人登録までの経緯と今後について ・宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議について ・平成30年度DMOパイロット事業について ・講演「DMOによる観光振興 その役割と必要性」
8月29日	ワーキング部会	・地域クーポン券の発行について
9月26日	ワーキング部会	・地域クーポン券の発行について ・ツアーの開発・企画について
10月12日	宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議	・平成30年度DMOパイロット事業の進捗状況について
平成31年1月23日	ワーキング部会	・地域クーポンの利用結果について ・ツアーの開発・企画について
3月13日	宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議	・平成30年度DMOパイロット事業の実施結果について ・宮ヶ瀬ダム監査廊の利活用によるDMO地域活性化について ・講演「熱海型DMOの展望」

令和元年度宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議等

開催日	会議名称	議題等
令和元年5月22日	宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議	○令和元年度のDMO地域連携事業について ・地域クーポンの発行 ・ツアーの開発・企画 ・宮ヶ瀬ダム監査廊の利活用によるDMO地域活性化 ○見学 宮ヶ瀬ダムの内部見学
6月20日	ワーキング部会	・地域クーポン券の発行について
8月21日	ワーキング部会	・地域クーポン券の発行について ・ツアーの開発・企画について
9月4日	宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議	○令和元年度のDMO地域連携事業について ・地域クーポンの発行 ○講習会「軽減税率について」
令和2年3月	宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議	※新型コロナウイルス感染の拡大防止のため中止

## 5. 地域連携事業の実績

### ① 地域クーポンの発行

DMO地域の商店・宿泊事業者・交通事業者・観光協会等が、連携や周遊性を考慮しつつ、自らの魅力発信に努め、クーポン券の発行により来客を促進し、売り上げアップを図るものとして、平成30年度から実施している地域連携事業です。

#### 令和元年度事業

##### ① クーポン概要

三つ折りのA4サイズ、3万枚

##### ② 優待期間

令和元年9月25日～12月末日

##### ③ 参加店舗…48の施設や店舗等

- ・清川村…宮ヶ瀬水の郷商店街、煤ヶ谷地域のレストランなど15店舗
- ・愛川町…レストランなど7店舗等
- ・厚木市…日帰り入浴やレストランなど13施設等
- ・相模原市…農産物直売所、県立公園、パン屋など4店舗
- ・当財団のアクティビティ…7つの乗物など
- ・県公園協会の公園2つ

令和元年度発行のクーポン



掲載例



ワーキング会議の様子

#### 実施結果

配布先	平成30年度	令和元年度
小田急線の駅	急行停車駅中心に70駅中 38駅…22,000枚	急行停車駅中心に70駅中 45駅…15,000枚
イベント配布	ナイト放流、厚木市観光協会等…4,200枚	ナイト放流、やまびこマラソン、厚木市観光協会等…7,300枚
その他	参加店舗・観光協会・財回施設等…3,800枚	参加店舗・観光協会・財回施設等…7,700枚
合計	30,000枚	30,000枚
利用結果	平成30年度	令和元年度
使用枚数	紙クーポン…449枚、477人 OPカード…29回、43人 合計520人の利用	紙クーポン…1,141枚、1,155人 OPカード…566回、650人 合計1,805人の利用
クーポン利用率	1.73%	6.02%
経済効果	-	約148万円(推定額)

#### 配布の様子



イベントでのクーポン配布の様子  
「しんゆりフェスティバル・マルシェ」  
令和元年10月20日新百合ヶ丘駅前



小田急線各駅でのクーポン配布  
(小田急線 町田駅)

## ②ダム貯蔵酒の販売プロデュース

### 期待される目的・効果

観光地域づくりの一環として、ダム貯蔵酒を発売することで地域活性化のための「地域名産品のブランディング」を図り、来訪者の増や情報発信そして事業者同士の交流のきっかけづくりを進めるものです。

### 事業の実施内容

宮ヶ瀬ダム内部には監査廊と呼ばれる総延長が2 Kmにも及ぶトンネルがあります。ゲート操作室や計測室等と繋がり、ダムの維持管理に欠かせないものですが、年間を通して温度が12度前後という特性を持っています。

この特性に着目し、宮ヶ瀬ダムを管理する「国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所」との連携・協力の下、地域活性化事業の一つとして取り組んだのが日本酒の貯蔵です。

### 実施方法

DMOエリア内の厚木市七沢の黄金井酒造の日本酒を、令和元年5月にダム監査廊に蔵入れました。令和元年10月には蔵出しを行い、「宮ヶ瀬ダム貯蔵酒」と銘打ち神奈川県内の酒店での販売を開始しました。

### 今後の展開

今後は、日本酒にかかわらず、味噌、日本茶、ハムといった地域の名産品の熟成も含め、ダム監査廊を活用した宮ヶ瀬湖周辺の地域活性化を進めていきたいと考えています。

### この事業は、第10回かながわ観光大賞「審査員特別賞」を受賞しました。

<審査委員特別賞>

-公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団-  
関東で初めての試み！ダム貯蔵酒の発売-宮ヶ瀬湖周辺の地域活性化を目指して-



### ダム貯蔵酒アピールポイント

#### 名産品の作り方

ゼロから名産品を生み出すことは簡単ではありません。そこで、既にある観光資源である「宮ヶ瀬ダム」と「地域名産の地酒」を活用しました。どちらも魅力的な存在ですが、コラボすることで「宮ヶ瀬ダム貯蔵酒」という新たな魅力ある名産品をプロデュースすることができました。DMOエリアには、他にもブランド豚や手作り味噌など、多くの名産品がありますので可能性は更に広がります。

#### 地域が儲かる仕組み

地域が「お金を稼ぐこと」にこだわりました。ダム貯蔵酒というのは、長野県や北海道のダムでも例がありますが、貯蔵しているお酒はイベント用で少量です。しかし今回は一升瓶3千本という量を貯蔵しました。酒蔵が儲け、販売店も儲ける仕組みとしたのです。

これは観光事業というものがかつて、ホテルや交通機関だけで成り立ったものから、今日では地域全体で観光を支えるという「観光地域づくり」という仕組み作りにも挑戦したものとなっています。

## オ 施設づくりに対する地域住民の参加の考え方

地域住民の参加による魅力のある施設づくりができるような企画や取組について、具体的に記載してください。

地域住民の参加による施設づくりは、地域活性化や広域的な交流の場を提供するという施設設置の目的を果たす上で重要なことと認識しています。当財団では年に一度、宮ヶ瀬湖を中心に活動する団体、事業者、ボランティア、自治体など様々な関係者との交流、連携、意見交換等を目的とした交流会を開催します。

### 平成30年度 宮ヶ瀬湖周辺活動団体交流会

平成31年3月に交流会を開催し、約70名の参加をいただきました。宮ヶ瀬湖畔園地でクリテリウム（距離の短い周回で順位を競う自転車レース）を毎年開催している（株）ウォークライドによる活動状況の発表や、宮ヶ瀬湖畔園地に導入している電動立ち乗り二輪車「セグウェイ」と「インモーション」の体験乗車を行いました。懇親会では参加者の皆さんが交流を深めるとともに意見交換の場となりました。



## 7 人的な能力、執行体制

### (1) 人的な能力、執行体制

#### ア 指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

指定期間を通じて、3施設を一体的に管理することにより、効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置の状況など、運営組織の構成と考え方について記載してください。その際、組織図を必ず記載してください。また、人員的に可能であれば指定管理業務全般を取りまとめる総括担当者を1名置いてください。

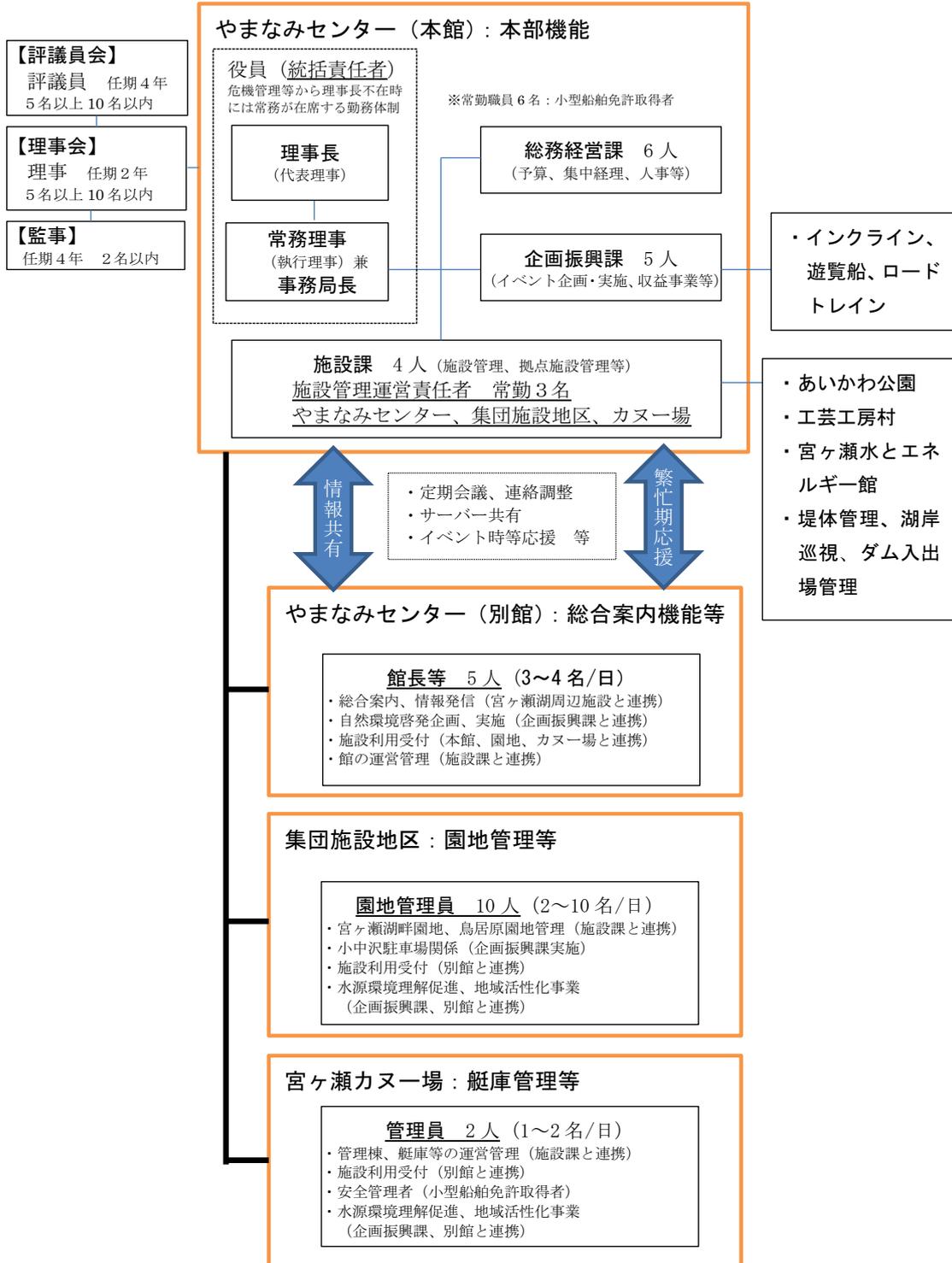
現地の職員配置計画は次頁の図のとおりです。

- ・やまなみセンター：統括責任者として、事務局長を置き、財団本部としての3施設の一体的、効果的、効率的業務運営機能を果たします。  
別館には館長を置き本部と協力して幅広い情報収集・提供をはじめ館の運営にあたります。情報収集、提供、利用申請受付等を別館に集中することにより、人員の効率化とサービスの向上を図ります。
- ・集団施設地区および鳥居原園地：管理運営責任者を置き、作業は、管理員を配置し実施します。
- ・宮ヶ瀬湖力又一場：管理運営責任者を常時雇用で1名配置し、受付業務、安全管理者をそれぞれ1名配置します。

職員は、競技コースの管理及び水上施設の日常管理等ができるよう、小型船舶免許の取得者を配置します。

## 組織体制図

個々の施設単位の人員体制でなく、財団全体（3施設の一体的管理含む）で柔軟かつ効果的な人員体制を構築



## イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

業務の一部を委託する場合の、委託業務や委託先の管理・指導体制について記載してください。

### 管理指導体制

委託業務	<ul style="list-style-type: none"><li>公園の管理運営責任を担い、管理業務のノウハウを蓄積して管理運営水準の向上を図るように、公園管理業務の中核となる業務や施設の維持管理は直営とします。関係法令に基づく法定点検、定期検査業務や専門的技術、知識、免許を要する作業は、効果的、効率的に行う観点から委託業務とします。</li></ul>
業務の仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>委託業務では、業務仕様、検収方法を定め、業務品質を維持できるようにします。業務仕様には、業務内容、業務水準、作業工数、作業日程、検収方法、各段階での点検、チェック、指導監督等を定めます。</li></ul>
業務品質の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>業務指示書を業務実施のたびに発行して内容を確認し、作業前に指示を再確認します。作業後は、当該業務の責任者が現場立会を行うとともに、日報、報告書、写真等を提出させ、業務結果を確認します。実施結果が仕様を満足しない場合には、やり直しを指示します。また、実施業者との業務改善会議を定期的に設けて作業の改善を図ります。改善については、実施業者と協議し、実効性を確認しながら、レベルの向上を図ります。</li></ul>

### 委託先の選定方法

- 公平公正な手続きで委託先を選定します。
- 財団財務規程に則った手順により選定します。
- 原則として、委託先の選定は、当財団の業者選定会議で決定し、指名競争入札を行って最低入札価格者に落札し、契約書を締結します。しかし、契約の性質や目的が指名競争入札に適さないときや、指名競争入札に付することが不利な場合など特別な理由がある場合には、随意契約とします。

### 県内経済への配慮、県内企業への委託の考え方

- 地域産業振興の観点から、委託先は、周辺地域の業者を優先します。

## ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間の短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用、研修内容や研修計画について、記載してください。また、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策等労働環境の確保のための取組についても記載してください。

### 人材育成や職員採用の基本的な考え方

長期間にわたり、安定的かつ適切に指定管理業務を行うためには、それを担う高い資質を持った人材の確保と、その育成が非常に重要です。職員一人ひとりの意欲の高まりが組織力の高まりとなり、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化や水源環境理解促進に向けた取組の向上となることから、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、計画的で効果的な人材確保・育成を図っています。

当財団では、目指す職員像や教育・研修の視点を全職員に示すとともに、教育・研修プログラムを体系的に策定し、経験や階層、従事業務形態に応じた人材育成を計画的に実施、継続しています。

#### ○職員採用及び配置

業務を適切に行うため、本部職員と施設管理員を配置します。本部職員は、施設の管理運営・維持管理及び現地の施設管理員の人事管理を行います。採用にあたっては、責任者としての資質や経歴を検討します。施設管理員は、受付業務や現場での維持管理業務を担当し、地域の雇用創出として宮ヶ瀬湖周辺地域から雇用し、配置時に基本的な業務内容を研修し、また、現場での実習を行うことで、業務が適切に行われるように指導します。採用にあたっては、財団規程に則り、定年や個別事情により退職した施設管理員を補充する規模で行います。

#### ○本部職員の人材育成

財団の教育・研修プログラムで、本部職員は、各種イベントの企画業務、事業の実行計画作成、安全管理や管理運営スキルを習得します。外部専門研修や施設視察等を通じて、各種イベント開催、渉外、調整、広報、情報発信のスキルも習得します。配置後も、現場での実践的なOJTを行うとともに、OFF-JTの研修や専門知識習得支援、資格取得支援等に取り組みます。

#### ○施設管理員の人材育成

施設管理員には、作業内容、作業スケジュール、作業記録等のマニュアルを整備し、誰もが一定の水準で業務を行えるようにします。そのうえで、施設管理員間でのコミュニケーションを促し、ノウハウや経験が伝わりやすい環境を作ります。たとえば、公園の維持管理の内、草取り、樹木の枝払い、側溝清掃等の簡易な維持管理作業は、通常の家や家の維持管理の延長上にあり、新人の施設管理員でも対応できる業務内容ですが、これら

の作業についても、熟練した施設管理員が指導し、安全かつ確実な業務遂行を図ります。

また、緑地管理で使用する刈払機やチェーンソーを安全に使用するため安全講習会に参加するなど、職員の技術向上を図ります。

財団の実績の中で蓄積された作業の種類や頻度、作業方法等について、実践的な研修を行い、現場対応します。事務や受付業務においても、経験のある施設管理員が経験の浅い施設管理員に対して、接遇や利用案内等のノウハウを伝え、訓練し、業務内容の向上を図ります。

カヌー場で従事する職員は、競技コース及び水上施設の日常管理等ができるように、小型船舶免許が必要であり、船舶免許の取得を促進するため、職員に対し、免許取得資金の貸付制度を設け、支援を行っています。

## ○本部職員・施設管理員間の連携

本部職員、施設管理員間のミーティングを毎朝行い、作業内容・注意点や施設管理員が対応した苦情処理・接客についての「気付き」等の情報を共有し、サービス向上を図ります。また、当財団では、財団を取りまく社会環境の変化の中で、財団が実施している事業を見直し再構築することにより、経営改善を図る事を目的に「経営戦略会議」を設置していますが、こうした場でも職員のマネジメント能力の向上を図ります。

さらに、職員全員で構成する事務局会議の中で、各事業の進捗状況や問題点を整理し、各自が意見を述べることにより表現力や説得力を習得する機会を設けます。

## ○労働環境の確保

適切な指定管理業務の遂行及び利用者サービスのさらなる向上のためには、職員の心身の健康を維持改善することが非常に重要です。職員のワーク・ライフ・バランス及び効果的、効率的な働き方を推進し、組織の総合力を高めるため、次のとおり労働環境の確保に継続的に取り組みます。

### ・総労働時間の短縮

2019年4月の労働基準法改正を受け、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得について、徹底します。日常的に情報共有に努め、一部の職員に負担が集中しないよう財団全体で取り組みます。

### ・ハラスメント対策

2019年5月の労働施策総合推進法改正、女性活躍推進法改正等を受け、より一層のハラスメント対策に取り組みます。機会を捉え、幹部職員向け、一般職員向けハラスメント防止研修を継続的に実施し、あらゆるハラスメントの防止に努めます。また、人材育成プログラムとしてOFF-JTの研修や資格取得計画に従って育成を行います。

## 主な研修実績（平成 30 年～令和元年度）

<p><b>人材育成研修</b></p>	<p>○平成 30 年 11 月 20 日実施  <b>「地域を元気に。今、求められる観光人材とは          ～地域の人材育成を事例検証する～」</b>          千葉 千枝子（淑徳大学 経営学部観光経営学科 学部長・教授          NPO 法人交流・暮らしネット理事長）</p>
<p><b>DMO 研修</b></p>	<p>○平成 30 年 7 月 31 日実施  <b>「DMO による観光振興 その役割と必要性」</b>          （株）JTB コミュニケーションデザイン エリアマネジメント事業部          チーフプロデューサー門脇伊知郎氏          ○平成 31 年 3 月 13 日実施  <b>「熱海型 DMO の展望」</b> 熱海市観光建設部次長 立見修司氏</p>
<p><b>その他研修</b></p>	<p>○令和元年 8 月 29 日実施  <b>「職場におけるハラスメントについて」</b> 産業医 石井紀道医師          ○令和元年 9 月 4 日実施  <b>「軽減税率について」</b> 厚木税務署          ○令和元年 11 月 7 日実施  <b>「パワハラ等のハラスメント対策」</b> かながわ労働センター県央支所          ○令和 2 年 1 月 17 日実施  <b>「普通救命講習会～来訪者サービス及び安全対策向上に～」</b>          厚木消防本部職員</p>
<p><b>職員研修</b></p>	<p>○令和元年 10 月 9 日実施  <b>「文書事務、財務事務、働き方改革、待遇」</b>          ○令和元年 12 月 5 日実施  <b>「やまなみセンター設備関係研修会」</b>          ○令和 2 年 3 月 19 日実施  <b>「イベント運営、DMO 事業、情報セキュリティ」</b></p>



職員研修の様子

### 職員研修の意義

職員自身が講師となり、担当する業務の周知理解を求めるものです。職員自身が講師になることで、当該職員は自分の業務を再度見つめ直す機会となるとともに、受講者は他部署の業務の詳細・苦勞・課題等を知ることによって職員間の連携や良好な職場環境を保つことが可能となり、組織としてスキルアップした人材育成に繋がります。更に業務全般が円滑に進むことも期待されるものです。

## 9 コンプライアンス、社会貢献

### (1) コンプライアンス

**ア 指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）**

指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況や、法令遵守の徹底に向けた取組の状況について、具体的に記載してください。また、申請開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘事項があった場合は、その対応等（指摘事項の概要、労基署等への報告内容）について記載してください。

### 団体としての諸規程の整備

当財団は、公益法人として、公益の担い手としての自覚と責任を常に認識し、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与するように倫理規程を定め、財団の使命、社会的責任、信用の維持に努めています。職員の就業、給与等運営に必要な諸規程を定め、事業運営の透明性を確保するとともに、公正かつ適切な事業運営を行います。

就 業	<b>就業規則の整備</b> ・職員の就業は、有期雇用職員を含め、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 就業規則」に必要事項を定め、職員は誠実にその業務を遂行します。
給 与	<b>給与規程の整備</b> ・職員の給与等は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 職員給与規程」に必要事項を定め、適切に運用します。
職務権限	<b>職務権限規程の整備</b> ・決裁：理事長及び常務理事の職務権限は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 職務権限規程」に必要事項を定めています。 <b>事務決裁規程の整備</b> ・事務の代決、専決等に関し、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団事務決裁規程」に必要事項を定め、適切に運用します。
会 計	<b>財務規程の整備</b> ・会計処理は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 財務規程」に必要事項を定め、財務及び会計の状況を正確かつ迅速に処理し、健全な運営を図ります。また、指定管理業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分します。
情報公開	<b>情報公開規程</b> ・公正で開かれた活動を推進するために、当財団の活動状況、運営内容、財務資産等を積極的に公開します。公開にあたっては、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 情報公開規程」により適正に実施します。

## 事業実施にあたっての法令遵守

宮ヶ瀬湖周辺地域は、神奈川県立自然公園条例により、湖面および周辺地域の大部分が県立丹沢大山自然公園の特別地域に指定され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健、休養および教化に資することとされており、自然公園法、河川法等の法律により行為の制限、利用の規制等が定められております。

このため、施設管理、地域活性化業務等の実施にあたっては、所管行政庁と十分な事前調整を行うとともに、日常的に関係法令の理解に努め、神奈川県条例及び規則等を遵守しながら適正な執行を行ってまいります。また、衛生委員会を設置し労働者の健康の保持増進・職場環境の充実に取り組んでまいります。

## 施設保守にあたっての法令遵守

施設管理にあたっては、危険物取扱者、防火管理者の資格を有している職員を配置する等日常保守に心がけます。

法定点検は専門知識・技術を有した業者へ委託するとともに、保守点検についても実施してまいります。また、専門知識を有した業者等からの助言等に耳を傾け適切な維持管理に努めます。

## 施設利用にあたっての透明性・公平性の確保

施設の利用承認にあたっては、透明性、公平性を確保するために、記録の保存を行い、透明性の向上に努めます。

施設利用については、申込みを受け付けた時点で、台帳に記載し、重複が生じないように管理し、特に、カヌー場では、利用者団体と適宜、利用調整会議を開催し、大会やイベント等の日程の調整を行い、利用日程の透明性を確保します。またその際に、利用者の意見を聴取したり、利用者間での懸案の解決や、安全利用についての討議を行い、より一層の適正利用を目指します。

## (2) 社会貢献

### ア 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

ごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等を推進する等、神奈川県環境方針に配慮した取組について具体的に記載ください。

○環境負荷軽減のため、省エネに積極的に取組、光熱水費の削減、資源の有効活用、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン調達基準）を積極的に実施します。

①職員への周知の徹底：神奈川県定める環境方針に従い、法令を遵守して水源地として水質汚染を未然に防ぐとともに環境配慮の視点から業務を見直します。

②循環型社会づくり：環境に配慮した商品・サービスの購入を促進するとともに、廃棄物の処理にあたっては、剪定枝・刈り草等のたい肥化など資源の有効利用を行います。



③地球温暖化の防止：電気・ガソリン等のエネルギー使用料の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。また、グリーンカーテンの設置による省エネ対策を行います。

④タバコ：「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、施設内に喫煙場所は設けず、屋外に喫煙場所を設置し、たばこの害の軽減に努めます。



グリーンカーテンの設置

○美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬湖の水質を守るために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の基本理念を啓発します。

①財団が作成するパンフレット等に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、利用者への啓発を行います。

②財団職員の名刺に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、関係者の方々に周知し、水源地の保全を図るように努めていきます。

## イ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

### 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

(ア) 障がい者雇用状況（令和元年6月1日現在）※1

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障がい者数(B)	実雇用率 (A) / (B) ×100	不足数 (A) ×法定雇用率※2 - (B)
32	0	—	—

※1 「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和元年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。  
（参考）国のガイドライン

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaiisha/04.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaiisha/04.html)

(イ) 未達成の場合の今後の対応

当財団は、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告の義務のない法人ですが、障がい者雇用については、後述(I)に記載のとおり、障がい者雇用を促進する取り組みを進めます。

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障がい者雇用入れ計画作成命令の有無

- 有（計画作成命令を受けた後の対応について）  
無

## (I) 障がい者雇用促進の考え方と実績

障がい者雇用を行う企業に優先的に発注するなど、障がい者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。

当財団では、雇用環境整備士（Ⅱ種：障害者）の資格認定を受けた職員を配置しており、今後とも、障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、障害の有無にかかわらず、全ての人が働きやすく、能力が発揮できる職場環境づくりに努めます。

### ○障害者への配慮

障害者が働きやすいように、職場環境を工夫します。障害の内容に応じ、障害機能を補うのに必要な作業環境を提供します。エレベーターの設置やフロア内での段差の解消などにより、バリアフリーの環境を整備しています。

### ○職場環境づくり

障害者の雇用を促進するとともに、障害者用のトイレを整備するなど、障害者が能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。必要な作業補助支援と声掛け、職員に対する手話講習会の実施などを推進します。

### ○雇用の促進

地元関係機関と連携して、障害者雇用機会に積極的に取り組みます。また、印刷物の発注等にあたっては、障害者雇用企業や障害福祉サービス事業所等の活用を図るとともに、イベント等において障害福祉サービス事業所の製品の販売促進に協力するなど、障害者の雇用促進に取り組みます。

## ウ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組状況についての考え方

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（具体的な取組）について記載してください。また、ともに生きる社会の実現に向けた団体の姿勢（障害者への配慮に係る方針や、障害者への理解促進に向けた団体内の研修などの具体的な取組等）について示してください。

### 「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえた考え方

当財団は、障害者差別解消法に基づき、神奈川県が平成 28 年度に定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、指定管理者、公益財団法人として誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認めあえる「ともに生きる社会」の実現に取り組みます。

「障害者差別解消法」に基づき神奈川県が定めた「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」の2つを柱に、障害のある人もない人も同等のサービスや各種機会の提供に努めます。

### 「不当な差別的取扱いの禁止」への取組

職員は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することがないよう業務に取り組み適切に対応します。

- 障害を理由に施設や公園への入場を拒まない
- 障害を理由に窓口・受付での対応を拒否しない
- 障害を理由に窓口・受付での対応順序を後回しにしない
- 障害を理由にパンフレットの提供、情報提供、資料の送付等を拒まない 等

### 「合理的配慮の提供」への取組

職員は、障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、適切な対応に努めます。

#### 〈物理的環境への配慮〉

- 高齢者や足などに障害のある人が、施設間の移動や公園での散策ができるように、やまなみセンター本館・別館、カヌー場に車椅子を常備し、貸し出しを行います。
- 車椅子やベビーカーを使用されている人が、スロープやエレベーター、ロードトレインを利用し、施設間や公園が移動ができるよう移動経路を案内します。
- パンフレットラックの高い所に置かれたパンフレットは、取ってお渡しします。
- 災害や事故発生時に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対しては、手書きのボード等を用いて、分かりやすく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図ります。

### 〈意思疎通の配慮〉

- 聴覚障害者には、対応する用意ができていない「耳マーク」、「筆談マーク」を施設の入口や窓口に掲示し、コミュニケーションボードや情報端末機器（タブレット端末）のアプリを活用して対応します。
- 意思疎通が不得意な障害者には、情報端末機器（タブレット端末）を活用し、写真や絵で意思を確認します。
- 障害者から申し出があった際には、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。
- 施設入口や財団が独自に運営しているホームページに「ほじょ犬マーク」を掲示し、補助犬を必要とされる人や他の利用者に補助犬が受け入れ可能な施設であることを周知します。
- 「ヘルプマーク」を付けている利用者には、積極的に声かけを行い、援助を申し出ます。



### 〈ルール、慣行の柔軟な変更への取り組み〉

- 集団施設内で運営する駐車場、各種乗物を障害者が利用した場合は利用料金を免除します。（障害者手帳の提示が必要となります）
- イベントへの参加や乗物への乗車待ちの際に、順番を待つことが苦手な障害者には、他の利用者の理解を得た上で待ち順を入れ替える対応をします。

## 利用者への普及啓発

神奈川県が実施している「令和元年度県民ニーズ調査」の結果において、「ともに生きる社会かながわ憲章」を82%の人が知らなかったと回答しており、その回答者の性・年代別にみると男性の40歳代と女性の20歳代がともに9割であったことが公表されています。このことから、パネル展開催等を検討し、利用者への普及啓発に努めます。

### 〈パネル展等の開催〉

県所管課と調整し、様々な方が利用される、やまなみセンター本館・別館で「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネル展を開催しチラシを配架するよう検討します。

#### ○開催案

開催期間：「ともに生きる社会かながわ推進週間」にあわせて1週間（7/26を含む週の月曜日から日曜日までの1週間を中心に）

主な対象：40 歳代の男性を含む、夏休み期間に来訪される家族連れ

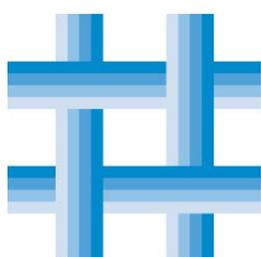
開催期間：「障がい者週間」（12/3～12/9 を中心に）

主な対象：40 歳代の男性を含む、宮ヶ瀬の基幹イベントであるクリスマスイベントに来訪される家族連れ

〈ポスター掲示、ホームページへのリンク等〉

「令和元年度県民ニーズ調査」では、知っていると回答した人のうち、47%がポスター・チラシ等で知り、県・市町村の広報誌で知ったに次いで多くなっています。

施設内に新ロゴマークをあしらったポスターを掲示するとともに、財団が独自に運営しているホームページにリンクをはり、普及啓発に努めます。



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

#### ともに生きる社会かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

## エ 外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

施設の特性に応じて、外国人や障害者、高齢者等多様な利用者に対応できる体制の整備や研修・講習を実施する見込みについて記載してください。

宮ヶ瀬湖周辺には、様々な方々が来訪されます。散策が目的の高齢者の方々も多く、近年では外国人観光客も増加しております。様々な来訪者の利便性等を向上するため、次のような対応を推進します。

### 外国人来訪者への対応

外国人観光客の利便性向上を図るため、やまなみセンター本館・別館にフリーWiFiを運用します。

財団が独自に運営しているホームページに英語版「宮ヶ瀬湖周辺3拠点マップ」を掲載するとともに、受付窓口にも配架します。

コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用して円滑な対応を推進します。

### 障害者、高齢者等への対応

障害者、高齢者の意向を尊重し、特性や場面に応じた合理的配慮を行います。

県が実施する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」を受講するなど職員の接遇技術向上を図ります。

高齢者や足が不自由な方が各施設や公園内を散策できるように、やまなみセンター本館、別館、カヌー場に車椅子を常備し貸出を行います。

やまなみセンター本館・別館受付に老眼鏡やルーペを設置し、筆談マークを掲示します。

コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用して円滑な対応を推進します。

## オ 手話言語条例への対応

団体の状況に応じて、手話に対応できる体制の整備や研修・講習を実施する見込みについて具体的に記載してください。

平成30年神奈川県福祉統計では、人口918万人に対し、聴覚・平衡機能の身体障害者手帳の交付を受けている人は約2万4千人となっています。この割合から宮ヶ瀬湖畔地区を訪れる聴覚障害者数は、1,700人ほどと推計されます。

聴覚障害者が安心して利用できる環境をつくるため、神奈川県手話言語条例、神奈川県手話推進計画の目的等を理解し、手話及び聴覚障害者について理解を深め、手話講習会を開催します。また、手話技能検定合格者の職員の配置に努めます。

## 力 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）への取組

社会貢献を果たすための具体的な活動について記載してください。

施設と関連のあるSDGsの目標⑧（成長・雇用）、目標⑩（生産・消費）について、達成のための取組方針を作成する等、SDGsに配慮して指定管理業務を行う見込みがあることについて具体的に記載してください。また、目標④（教育）について、ESD（持続可能な開発のための環境教育）に係る事業や取組を実施する見込みについて記載してください。

当財団の設置目的である、県民に水源環境に対する理解を促進することや宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することは永遠のテーマであり、宮ヶ瀬湖周辺地域において今まで地域との連携を通して育んできました。また水源環境保全の取組みとして環境負荷の軽減や発生材の再利用などの取組みは、SDGsによる「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標12 つくる責任つかう責任」に合致するものと考えます。

水源地域には大きな役割があることから多くの利用者とふれあいや啓発イベント等を通して情報発信に努めます。

また県民に水源環境に対する理解を促進することは、SDGsによる「目標6 安全な水とトイレを世界中に」に合致するものと考えます。水道をひねれば飲料水が出ることが当たり前の日本ですが、そのためには、水源環境の保全が重要であることを水源地域の方はもとより都市地域の方に伝えるという大きな役割であり、利用者とのふれあいを通して発信していきます。



民間企業による植樹活動の様子

### 集団施設地区等を活用した具体的な取組

宮ヶ瀬湖集団施設地区にある及沢ビオトープ他を活用した昆虫、動植物等の自然観察会や自然体験事業を実施し、主に都市地域の方に対し、水源地域に興味を持ち、自然環境保全の大切さを学ぶ機会を作ります。

また、若年層への働きかけとして、清川村立宮ヶ瀬小学校に対して出前講座を実施し、水源環境への理解促進を図ります。

さらに、宮ヶ瀬湖集団施設地区等で実施されている、民間企業等による社会貢献としての植樹活動に当たって、作業の技術指導を森林インストラクターと財団職員が行うとともに、スコップ等の植樹器材の貸し出し等を行うなど、企業による社会貢献活動を補助する取組みを実施します。

鳥居原園地では、高校生による社会貢献として、ドウダンツツジの植樹が行われていますが、その実施に当たってもインストラクターを派遣するなどの支援を行います。

これらの取組みは、SDGsによる「目標4 質の高い教育をみんなに」やESDの目標のひとつである「環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと」と同じ方向性であるものと考えております。

## 地域への貢献

当財団が、国土交通省より運営管理業務を受託している宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館において、来館者から缶ジュース等のプルトップを募っています。

令和2年2月に1,800キロに達したため売却、車椅子を購入して愛川町・清川村・津久井地域の社会福祉協議会に寄贈を行いました。今後も来館される皆様のご協力をいただきながら寄贈を継続していきます。



## 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

### (1) 事故・不祥事への対応

#### 申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の 有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

該当期間内の事故等の有無について記載するとともに、有る場合は、その事案毎に事故等の概要（法令違反があった場合は根拠法令と処分内容を明記すること）と対応状況及びその有効な再発防止策について記載してください。

過去3年間に重大な事故または不祥事はありません。

### (2) 個人情報保護

#### 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制 及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況を具体的に記載してください。

- 当財団で取り扱う個人情報は、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動するボランティアや各種セミナーや行事の講師と参加者、会議室等の申込み利用者等の情報が主となっています。この他に職員や業務委託業者の情報等があります。当財団では、県の個人情報保護条例に基づき「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団個人情報保護規程」を定め、適切な運用を行うとともに、マイナンバー制度など新たな個人情報保護制度への対応を行って行きます。
- 職員への周知の徹底：職員が、個人情報の適切な取扱いができるように、管理運営で取得した個人情報の漏えいの事例等を紹介して、個人情報保護の重要性、管理方法を職員会議や研修で職員に周知します。

- セキュリティの確保：組織的な安全管理体制を確保し、個人情報適切に扱います。万が一漏えいが発生した場合は、個人情報取扱主任者（総務経営課長）が、速やかに関係機関へ報告するとともに、被害状況（漏洩内容、範囲）を把握し、対象者に漏えい内容を連絡して、二次災害防止に努めます。
- 研修：県の個人情報保護条例や財団の規程、マイナンバー制度等について、個人情報取扱主任者（総務経営課長）を講師として、職員を対象に研修を実施します。

## 11 これまでの実績

### (1) 実績

#### ア 指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

指定管理施設の特性を活かせるような類似施設での実績について、具体的に記載してください。

業務内容	期間、受託先
県立あいかわ公園管理運営業務	平成 18 年 4 月から継続中（指定管理） 神奈川県県土整備局 都市部 都市公園課
やまなみセンターの管理運営 （同指定管理）	平成 10 年 9 月から継続中 神奈川県政策局 政策部 土地水資源対策課
宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の管理運営（同指定管理）	平成 11 年 4 月から継続中 神奈川県環境農政局 緑政部 自然環境保全課
県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務（同指定管理）	平成 11 年 4 月から継続中 神奈川県スポーツ局 スポーツ課
県立津久井馬術場管理運営業務	平成 11 年 4 月から平成 26 年 3 月まで 神奈川県教育委員会 教育局 生涯学習部 スポーツ課
宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営業務	平成 11 年 11 月から継続中 国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所
宮ヶ瀬ダム管理支援（施設管理）業務：湖岸・湖面巡視	平成 11 年 11 月から継続中 国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所

#### イ 県又は他の自治体における指定取消しの有無

県又は他の自治体における指定取消しはありません。

## 12 その他

その他、宮ヶ瀬湖周辺施設（やまなみセンター、集団施設地区等、カヌー場）の管理運営に当たって、独自の発想に基づく提案やアピールしたいことが特にあれば、記載してください。

当財団では、これまでの経験とノウハウを生かして、地域の市町村、団体、企業、住民の皆様と連携しながら、宮ヶ瀬湖周辺3施設（やまなみセンター、集団施設地区等、カヌー場）の効果的・総合的な運営を目指してまいります。

### 1 地域と一体の施設運営

当財団は、県、近隣4市町村、金融機関、公共交通機関等の出捐により設立され、これらの組織から継続的に理事・評議員が選出されています。このため、県立施設の運営や財団の自主事業等においても、近隣市町村行政、地域の住民や団体等との連携・協力体制が確立しており、安定的・効果的に施設を運営してまいります。

### 2 長年の経験とノウハウ

当財団は、宮ヶ瀬ダム本体工事中の平成4年10月に設立され、以来、宮ヶ瀬湖周辺地域のみで各種事業を進めてきました。なかでも、宮ヶ瀬湖周辺3施設（やまなみセンター、集団施設地区等、カヌー場）は、開所以来、一貫して当財団が管理しており、長年の様々な経験を積んだ人材、的確な運営ノウハウ、関係機関とのネットワークを有している唯一の専門的な組織です。

### 3 総合的な施設運営

当財団は、現在、宮ヶ瀬湖周辺3拠点（宮ヶ瀬湖畔園地、鳥居原園地、県立あいかわ公園）すべての指定管理者となっています。また、国のダム管理事務所からの受託により、湖岸巡視やダム出入口のゲート管理、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館やインクライン（ケーブルカー）も運営しています。さらに、これらのエリアにおいて、遊覧船、ロードトレイン、カヌースクールなどの財団自主事業も展開しています。また、4市町村のエリアにおいて、観光庁から「地域連携DMO」に登録されています。これらのことから、宮ヶ瀬湖周辺においては、当財団だけが、一体的かつ総合的なサービスの提供と施設運営を行うことができます。